令和８年（2026年）９月18日（金曜日）

第　７　号

令和８年第３回北海道議会定例会会議録

第 ７ 号

令和８年（2026年）９月18日（金曜日）

議事日程　第７号

９月18日午前10時開議

日程第１、議案第１号ないし第28号、報告第１号ないし第６号、諮問第１号及び第２号

（質疑並びに一般質問）

○本日の会議に付した案件

１．日程第１

１．予算特別委員会及び決算特別委員会の設置

１．議案の予算特別委員会付託並びに議案及び報告の決算特別委員会付託

１．予算特別委員及び決算特別委員の選任

１．議案の人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員会及び新幹線・総合交通体系対策特別委員会付託

１．議案及び諮問の常任委員会付託

１．休会の決定

出席議員（95人）

議長	100番	伊藤条一君
副議長	82番	梶谷大志君
	１番	山崎真由美君
	２番	岡田遼君
	３番	小林千代美君
	４番	清水敬弘君
	５番	板谷よしひさ君
	６番	伊東尚悟君
	７番	今津寛史君
	８番	木下雅之君
	９番	黒田栄継君
	10番	小林雄志君
	11番	髙田真次君
	12番	武市尚子君
	13番	千葉真裕君
	15番	鶴羽芳代子君
	16番	戸田安彦君
	17番	早坂貴敏君
	18番	藤井辰吉君
	19番	前田一男君
	20番	水間健太君
	21番	鈴木仁志君
	22番	田中勝一君
	23番	石川さわ子君
	24番	海野真樹君
	25番	丸山はるみ君
	26番	中村守君
	27番	寺島信寿君
	28番	水口典一君
	29番	川澄宗之介君
	30番	木葉淳君
	31番	小泉真志君
	32番	鈴木一磨君
	33番	武田浩光君
	34番	渕上綾子君
	35番	宮崎アカネ君
	36番	山根まさひろ君
	37番	和田敬太君
	38番	植村真美君
	39番	佐々木大介君
	40番	滝口直人君

41番　林　祐作君
42番　檜垣尚子君
43番　宮下准一君
44番　村田光成君
45番　渡邊靖司君
46番　浅野貴博君
47番　安住太伸君
48番　内田尊之君
49番　大越農子君
50番　太田憲之君
51番　桐木茂雄君
52番　久保秋雄太君
53番　佐藤禎洋君
55番　千葉英也君
56番　道見泰憲君
57番　船橋賢二君
58番　丸岩浩二君
59番　中野秀敏君
60番　池端英昭君
61番　菅原和忠君
62番　中川浩利君
63番　畠山みのり君
64番　沖田清志君
65番　笹田　浩君
66番　白川祥二君
67番　新沼　透君
68番　阿知良寛美君
69番　田中英樹君
70番　中野渡志穂君
72番　真下紀子君
73番　荒当聖吾君
74番　森　成之君
75番　赤根広介君
76番　佐藤伸弥君
77番　池本柳次君
78番　滝口信喜君
79番　松山丈史君
80番　市橋修治君
81番　稲村久男君
84番　広田まゆみ君
85番　高橋　亨君
86番　平出陽子君
87番　花崎　勝君
88番　三好　雅君
89番　村木　中君
91番　田中芳憲君
92番　冨原　亮君
93番　松浦宗信君
94番　中司哲雄君
95番　藤沢澄雄君
96番　村田憲俊君
97番　吉田正人君
98番　喜多龍一君
99番　髙橋文明君

欠席議員（１人）
90番　吉田祐樹君

欠員（４人）
14番
54番
71番
83番

出席説明員
知事　鈴木直道君
副知事　濱坂真一君
同　三橋　剛君
同　加納孝之君
公営企業管理者　谷内浩史君

病院事業管理者	井上聡巳君
総務部長 兼北方領土対策本部長	坂本隆哉君
総務部職員監	飯田滋君
総務部危機管理監	髙山圭一君
総務部 イノベーション推進監	笠井敦史君
総合政策部長 兼地域振興監	中村昌彦君
総合政策部 グローバル戦略推進監	大矢邦博君
総合政策部 交通企画監	斎藤由彦君
環境生活部長	天野紀幸君
環境生活部 アイヌ政策監	髙見里佳君
保健福祉部長	竹澤孝夫君
保健福祉部 子ども応援社会推進監	鈴木義和君
経済部長	水口伸生君
経済部観光振興監	後藤知佳子君
経済部食産業振興監	上原和信君
経済部 ゼロカーボン推進監	中富大輔君
経済部 次世代社会戦略監	青山大介君
農政部長	鈴木賢一君
農政部 食の安全・みどりの農業推進監	野口正浩君
水産林務部長	野村博明君
水産林務部 森と海の未来づくり推進監	近藤将基君
建設部長	関俊一君
建設部建築企画監	飯沼善範君

会計管理者 兼出納局長	清水目剛君
企業局長	所健一郎君
道立病院部長	東幸彦君
財政局長	藤原啓裕君
財政課長	髙畠研人君
教育委員会教育長	中島俊明君
教育部長 兼教育職員監	猪口浩司君
学校教育監	伊賀治康君
総務課長	手塚和貴君
選挙管理委員会 事務局長	藤原和道君
人事委員会 事務局長	田中仁君
警察本部長	友井昌宏君
総務部長	久馬昌司君
交通部長	岩崎靖一君
総務部参事官 兼総務課長	下里敬輔君
労働委員会 事務局長	佐藤秀行君
代表監査委員	深瀬聡君
監査委員事務局長	岡本收司君
収用委員会 事務局長	奥厚一君

議会事務局職員出席者

事務局長	山田哲史君
議事課長	髙橋究君

議事課長補佐	阿部厚次君	議事課主任	成田将幸君
議事係長	古賀勝明君	同	伊藤　僚君

午前10時１分開議

○議長伊藤条一君　これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔髙橋議事課長朗読〕

１．本日の会議録署名議員は、

藤沢澄雄　議員
村田憲俊　議員
吉田正人　議員

であります。

１．日程第１、議案第１号ないし第28号、報告第１号ないし第６号、諮問第１号及び第２号

（質疑並びに一般質問）

○議長伊藤条一君　日程第１、議案第１号ないし第28号、報告第１号ないし第６号、諮問第１号及び第２号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

檜垣尚子君。

○42番檜垣尚子君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、順次質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、ふぐ処理者認定試験についてであります。

近年、北海道沿岸では、主要魚種であるサケ、マスの漁獲量が減少している一方、フグの漁獲量が急増し、令和元年以降、全国一の水揚げ量となっています。こうした漁業環境の変化に対応し、フグを新たな水産資源として有効活用するとともに、その付加価値を高めていくためには、フグ処理に必要な人材の育成や確保が不可欠と考えます。

フグは有毒魚であることから、食中毒を防止するため、有毒部位を除去するフグ処理を行うに当たり、法令に基づき、ふぐ処理者を置くこととされ、その資格を取得するためには、都道府県が実施する認定試験に合格する必要があります。

しかし、北海道が実施するふぐ処理者認定試験は、受験定員や試験日程が限られているほか、開催地も札幌市内に限定されていることから、受験希望者が増加する中、地方の多くの方が十分な受験機会を得られない状況にあると聞いております。

このため、私は、フグ資源の有効活用と地域水産業の振興を図る観点から、認定試験の受験定員の拡大、漁獲量の多い地域に配慮した試験会場の開設や試験日程の設定など、広域な試験実施

体制の整備が必要と考えますが、道はどのように対応するのか、伺います。

次に、札幌医科大学についてであります。

本道は、医師の地域偏在や医療従事者の確保など、医療機関を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

このような中、さきの第２回定例会予算特別委員会における総括質疑において、我が会派の同僚議員が、札医大の優秀な学生の確保に向けた入試制度の見直しについて質問したところですが、札医大では見直しに向けた検討が順調に進んでいると伺っております。

札医大においては、こうした人材の確保に向けた取組のほか、昨年度から第４期中期計画がスタートし、医療人の育成や先進医学の研究、高度先進医療の提供、さらには地域への医師派遣など、本道の医療、保健、福祉の充実発展に貢献する様々な取組が進められており、第４期中期計画の初年度における各種取組について、自己点検・評価を実施しているものと承知しております。

道は、この札医大における自己点検・評価の結果についてどのように受け止めているのか、伺います。

また、札医大が今後も本道の医療、保健、福祉の充実に貢献する役割を果たしていくため、道はどのように支援していくのか、併せて伺います。

次に、北海道立子ども総合医療・療育センターについてであります。

道立病院局では、直面する課題や環境の変化に迅速に対応するため、昨年度、新たな北海道病院事業改革推進プランを策定し、各道立病院の経営の効率化に向けた様々な取組を進めていると承知しています。

道内の遠隔地の産科や小児科が減少している中、不採算医療と言われる小児医療を担う子ども総合医療・療育センター、いわゆるコドモックルは、道内唯一の小児総合専門病院として、他の病院では対応が困難な重篤な症状を抱える患者が、道内各地からドクターヘリやメディカルウイングで搬送されるなど、重要な病院であります。

こうしたことから、コドモックルに期待される役割は今後ますます大きくなるものと考えますが、目指す姿を伺うとともに、道立病院局は、経営基盤の強化に向けて今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

コドモックルが高度で先進的な医療を持続的に提供していくためには、医師をはじめとする医療従事者の働き方改革への対応や、勤務環境の改善などを図りながら、医療従事者を安定的に確保していくことが必要と考えます。

道立病院局は、医師など医療従事者のさらなる確保に向けて今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、メディカルウイングについてであります。

道が実施しているメディカルウイング事業は、平成29年度から本格運航が開始され、今年で10年目を迎えています。

この事業により、地域にお住まいの患者の方々が都市部の高度、専門的な医療が受けられる体制が整備され、これまで継続されてきたことは、行政や医療機関、関係団体、運航事業者の御尽力のたまものと感じているところであります。

近年では小児患者の搬送が多くなってきており、広い北海道にあって、命と健康を守る大変重要な施策であり、今後も安定的な運航が望まれます。

一方で、さらなる運航体制の充実のため、現在、運航事業者が所在する愛知県内にある機体を道内に駐機することを望む声や、道外への広域的な搬送需要もあり、全国的な運用が必要との意見があることから、道としても国に要望している中、国は、令和９年度概算要求に、ジェット機を用いた重症患者搬送支援事業を盛り込んでいると承知しています。

道は、メディカルウイング事業について今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、知事公館・近代美術館エリアについてであります。

道は、さきの第２回定例会において、知事公館・近代美術館エリア活用構想や近代美術館リニューアル基本構想を踏まえ、このエリアの全体像や知事公館、近代美術館の整備や活用の方向性を内容とする計画案を今年度中に取りまとめることを明らかにし、現在、有識者から御意見を伺うなど、様々な検討が進められているものと承知しています。

私はこの場所で生まれ育ちましたが、このエリアは、都心にありながら、自然や歴史、文化、芸術にも触れることができる極めて重要な場所であると考えております。

知事公館については、これまで、北海道を訪れるお客様の迎賓や重要な会議の場として活用され、周辺環境とも併せ、このエリアの歴史、景観の重要な要素となっており、今後ともその価値を高め、次の世代に確実に引き継いでいく必要があると考えます。

また、近代美術館については、これまで約50年にわたって北海道の芸術文化を担う美術館としてその役割を果たしてきており、今後においても、子どもたちが本物の美術に触れること、そして、デジタルを活用した展示、美術を体験できることはとても重要であります。

こうした体験をした子どもたちが、やがて大人になり、自分の子どもと一緒に訪れる。私は、子どもたちが、ここは私たちの美術館だと思える、未来に向けた美術館になってほしいと考えています。

多くの方がこの場所に寄せる思いや期待を形にし、多様な機能や役割を十分に発揮していくためには、構想で掲げたエリア全体の一体的な活用を進めていくことが重要と考えます。

そのためには、有識者はもとより、関係する幅広い事業者から一体的な活用に向けた意見を伺い、知見を得ることも必要と考えますが、今年度中に取りまとめる計画案にこうした内容をどのように盛り込んでいくのか、知事及び教育長の所見を伺います。

次に、理数系人材の育成についてであります。

世界的なデジタル化の急速な進展により、半導体の重要性と需要が高まる中、千歳市に誘致されたラピダス社が最先端半導体の量産開始に向けた取組を進めており、数理・デジタル分野などを専門とする人材の育成がこれまで以上に求められています。

一方、現在、全国的に、高校卒業後の進路として理工系が選択されにくい状況が続いており、理数系人材を将来にわたって育成していくためには、高校や大学などにおける専門教育の充実だけではなく、子どもたちが小学校や中学校の段階から算数、数学や理科に対する関心や意欲を引き出し、学習した内容を確実に定着させていくことが大切です。

こうした中、全国学力・学習状況調査の本道の状況は、算数、数学で全国平均を下回る状況が続いており、学習への関心、意欲や内容の理解に課題が見られています。

また、子どもによっては、算数、数学の問題文を読んでも、何が問われているのかを捉えられないという状況もあると聞いています。算数、数学の前提となる、問題を理解できていないなど読解力に課題もあるのではないかと考えます。さらなる国語力の向上も必要なのではないでしょうか。

さきに公表されたＯＥＣＤの学習到達度調査でも、高校１年生が参加した日本の平均点は上位を維持したものの、読解力の低下が目立つ結果となっています。

道教委では、本年度の全国学力・学習状況調査の結果を公表したと承知していますが、これまでの算数、数学の調査結果から、本道の子どもたちの課題をどのように認識しているのか、また、さらなる国語力の向上に向けた取組も含め、今後どのように取組を進めていく考えなのか、併せて伺います。

次に、半導体人材の育成についてであります。

本道では、ラピダス社の立地を契機として、半導体製造装置メーカーや物流など、幅広い分野の関連企業が道外、海外から進出してきており、さらには、国の産業技術総合研究所などが研究開発拠点を整備する動きも見られています。

このように、半導体関連産業の集積が進展する中、人材の育成がますます重要となります。このため、産業界として、今後どのような人材が必要となるのか見極めた上で人づくりを進めるとともに、教育に携わる側としても、こうした今後の人材像を共有し、教育内容や実践的な学びに反映していくなど、産業界と教育関係者が目線を合わせながら、連携して人材育成に取り組むことが肝要です。

道は、産業と教育が連携した人材の育成について、今後どのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

また、本道の半導体産業を支える人材を育成するためには、半導体が、私たちの生活にとても身近なスマートフォンやパソコン、車や家電などにも使われていることを伝え、生徒が半導体産業に関する興味、関心を持ったり、半導体に関する基本的な知識を身につけたりすることが必要と考えます。

さきの我が会派の代表質問において、教育長から、札幌工業高校に半導体技術者コースを新たに設置するとの答弁がありましたが、道教委は、半導体人材の育成について今後どのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

次に、北海道高等学校遠隔授業配信センターについてであります。

本道では、少子化が急速に進行し、令和８年の中学校卒業者数はピーク時の約４割にまで減少しております。これに伴いまして、地方の公立高校では小規模化が進み、教員数の減少により、生徒の多様な進路希望や興味、関心に応じた教科、科目の開設が困難となるなど、教育機能の維持が極めて難しい状況にあります。

こうした中、道教委では、令和３年度に北海道高等学校遠隔授業配信センター、いわゆるＴ－ｂａｓｅを開設し、地域の小規模校に対して授業を配信することで、小規模校における教育活動の充実に取り組んでおり、このたびの国のネクストハイスクール構想においては、Ｔ－ｂａｓｅを併設する北海道有朋高等学校が、高校教育改革のパイロットケースとして先導的な学びの在り方を構築する改革先導拠点に採択され、今後、取組を推進していくものと承知しています。

私は、以前、有朋高校を視察させていただいた際、生徒とのやり取りなど、教員の皆様が、遠隔授業であるにもかかわらず、距離を感じさせない指導をされていて、大変感銘を受けたところです。

一方、配信する授業科目が増えることによる配信場所の狭隘化への対応や、配信授業を受け持つ教員の人材育成にも取り組む必要があると考えます。

道教委は、さきの文教委員会において、Ｔ－ｂａｓｅに係る在り方検討会議のまとめを報告しましたが、Ｔ－ｂａｓｅの取組におけるこれまでの成果と課題を踏まえ、本道の教育環境の維持向上に向けて今後どのように取り組むのか、伺います。

次に、高校授業料の無償化に関するアンケート結果についてであります。

さきの文教委員会において、道教委から、高校授業料の無償化に関するアンケート結果が報告され、全道の中学生と高校１年生、その保護者からの３万8000件を超える回答のうち、中学生の35.9％、その保護者の64.8％が、授業料無償化が進路選択に影響があると回答したほか、授業料無償化により、中学生の保護者では、私立高校の希望が23.0ポイント高くなり、公立高校の希望が26.9ポイント低くなるなど、私立高校への進学志向が高まっていることが明らかとなりました。

今後もこのような傾向が続くと、公立高校への入学者が減少し、将来的に公立高校の縮小や再編が進むのではないかと危惧しており、子どもたちや保護者に選んでもらえるような学校にするためにも、それぞれの学校の特色を打ち出し、早い段階で子どもたちや保護者にしっかりと届くアピールをしていただけるよう、道教委の支援が必要と考えます。

道教委は、今回のアンケート結果により明らかとなった授業料無償化の影響を受け、今後どのように取り組むのか、伺います。

最後に、インクルーシブ教育システムの推進についてであります。

私は、先日、伏見支援学校を視察させていただき、児童生徒が生き生きと学ぶ姿を拝見し、特別支援学校における専門性に基づく教育が一人一人の学びや成長につながっていることを実感しました。また、児童生徒から似顔絵を贈っていただくなど、心温まる交流の機会もいただいたところです。

伏見支援学校には、想像していた以上に様々な発達段階の子どもたちが在籍しており、学校では、保護者からの様々な思いを受け止めながら、先生方が一人一人の教育的ニーズに応じた授業を丁寧に行っていると承知していますが、今後も、保護者と一層連携しながら、教育の充実を図っていくことを期待しています。

また、特別な支援が必要な子どもたちが増加している小中学校や高等学校等においても、同様の状況が生じていると伺っております。そういった子どもたちに対する教育を充実させていくためには、学校には様々な発達段階の子どもたちが在籍していることを踏まえ、学校種を超えて専門性を共有し、地域全体で特別支援教育の充実を図ることが重要であると考えます。

道教委は、特別支援学校のノウハウを生かし、今後どのようにインクルーシブ教育システムの推進を図っていくのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）檜垣議員の質問にお答えいたします。

最初に、メディカルウイングについてでありますが、面積が広大で、医療資源の偏在が著しい本道において、メディカルウイングは、地域の医療機関では提供できない高度・専門的医療を必要とする患者の方々を医療機関につなぐ重要な役割を担っています。

道では、これまで、国に対し、メディカルウイングによる患者搬送は、疾患に応じて、その運航の範囲が道外に及ぶなど、他都府県を含む、より広域的な搬送体制が求められていることから、国の責任において、全国を運航圏とする搬送体制を整備するよう要望してきたところであります。

道としては、国の動向を注視しつつ、道医師会など関係機関の皆様とも連携しながら、国に必要な働きかけを行うなど、メディカルウイングの効果的で安定的な運用に努めてまいります。

次に、半導体人材の育成についてでありますが、今後、道内において、半導体関連産業の採用ニーズの増加が確実に見込まれる中、求められる能力、知識、経験などを見据えた人材の育成確保に取り組むことが重要と認識しています。

このため、道では、行政や経済団体、企業、大学などで構成する北海道半導体人材育成等推進協議会に参画し、産業界が求める人材ニーズの把握に努めながら、出前講座や体験教室による若年層の方々への普及啓発のほか、今年度からは、北大等の道内の大学や高専と連携し、半導体プロトタイピングラボを活用した実習や、教育プログラムの構築などを通じ、高度な知識や技術を有する人材の育成にも取り組んでいるところであります。

こうした中、道教育庁や工業高校が新たに本協議会に参画することとしており、道としては、これまでの産学官連携に加え、教育委員会や専門高校等との連携を一層強化し、産業界と教育界が人材ニーズや課題を共有しながら、本道の半導体関連産業を持続的に支える人材の育成に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　保健福祉部長竹澤孝夫君。

○保健福祉部長竹澤孝夫君（登壇）ふぐ処理者の認定試験についてでございますが、フグの処理に当たりましては、食中毒の発生を防止するため、法令の定めにより、フグの種類の鑑別や有毒部位の除去などに関する専門知識と技術を有する者を処理施設に設置することが必要とされており、道では、年１回、札幌市において、ふぐ処理者認定試験を実施しております。

近年、道内におけるフグの漁獲量の増加などを背景に、受験を希望される方が増えていることから、今年度は、試験の実施体制を見直し、受験枠を拡大したところでございます。

道といたしましては、漁獲量や処理加工を希望する施設数なども考慮の上、来年度の試験の実施場所や時期について、漁業関係者などと協議を進め、地方での実施などについて検討することとしており、今後とも適切な試験実施体制の確保に取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君。

○総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君（登壇）札幌医科大学の中期計画の進捗状況についてでありますが、札医大では、中期計画の達成に向け、地方独立行政法人法で定められている評価のほか、独自に期間中の取組状況等について自己点検・評価を実施しているところです。

令和７年度分の点検・評価結果では、附属病院における感染症対策をはじめ、医師等の派遣による地域医療支援や研修医等へのキャリア支援、財務基盤の確立に向けた自己収入の確保などにおいて、目標値を上回る状況にあるものと承知しています。

道としては、札医大が中期計画に掲げる様々な取組の着実な実施を図り、質の高い医療サービスの提供や、地域医療を支える人材の育成など、本道医療における役割を果たしていくことができるよう、引き続き必要な支援を行ってまいります。

○議長伊藤条一君　総務部イノベーション推進監笠井敦史君。

○総務部イノベーション推進監笠井敦史君（登壇）知事公館・近代美術館エリアの活用についてでございますが、このエリアは、本道の歴史や文化が長年にわたり育まれてきた緑豊かな憩いの空間であり、次の世代に確実に引き継いでいくため、エリア全体の活用構想を取りまとめ、目指す姿や知事公館、近代美術館等の将来像をお示ししてきたところでございます。

この構想を踏まえまして、道では、国の登録有形文化財である知事公館が、その価値を維持しながら、引き続き、本道の歴史に触れることができ、国内外から多くの方々が訪れ、親しまれる場所となるよう、整備や活用の方向性について検討しているところでございます。

道といたしましては、構想に掲げるエリア全体の一体的な活用に向けまして、知事公館をはじめ、このエリアが有する多様な価値や魅力を最大限発揮できるよう、様々な事業者の方々に御意見を伺いながら、民間との連携協力を含め、効果的な方策について検討を進め、計画案の策定に向けて、エリア全体の整備や活用の考え方を取りまとめてまいります。

○議長伊藤条一君　病院事業管理者井上聡巳君。

○病院事業管理者井上聡巳君（登壇）檜垣議員の御質問にお答えをいたします。

子ども総合医療・療育センター、通称・コドモックルに関し、初めに、コドモックルの目指す姿についてでありますが、昨年度策定しました北海道病院事業改革推進プランにおいて、コドモックルは、道内における小児医療の最後のとりでとして、専門的な周産期医療や循環器に係る高度先進医療の提供、医療と療育が連携したリハビリテーション機能の維持充実、さらには、小児科医をはじめとする医療人材の育成に取り組むことを目指す姿として掲げ、様々な取組を進めているところでございます。

経営基盤の強化に向けては、ＤＰＣ制度の導入や急性期リハビリテーション加算など新たな施設基準の取得に加え、赤ちゃんの頭のかたち外来など医療機能の充実にも取り組むほか、病気と向き合う子どもたちが伸び伸びと遊べる芝生広場の設置に向け、道民の皆様などの御支援をいただきながら、現在、クラウドファンディングを実施しているところでございます。

道立病院局といたしましては、今後も地域のニーズや医療需要の変化を的確に捉えつつ、将来を担う子どもたちの生命を守れるよう、小児高度・専門医療の提供体制の充実などに取り組んでまいります。

次に、コドモックルにおける医療従事者の確保についてでありますが、コドモックルが本道で求められる役割を果たしていくためには、医師をはじめ、看護師などの医療従事者を安定的に確保するとともに、働きやすい勤務環境を整備することが重要であります。

このため、道立病院局では、これまで、医育大学への医師派遣の要請はもとより、道外で勤務する医師の招聘や看護師養成校などでの募集活動のほか、キャリアプラン等を活用した看護師の人材育成、さらには、医師事務作業補助者の配置などによるタスクシフト・シェアの推進にも取り組んできたところでございます。

道立病院局といたしましては、引き続き、医育大学や関係機関等との連携を強化しながら、こうした取組を積み重ねますとともに、特定行為を行える看護師の配置による医師の業務負担軽減や、ＩＣＴの活用による業務の効率化と生産性の向上など、働きやすく魅力ある職場づくりを一層進め、医療従事者の確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）檜垣議員の御質問にお答えいたします。

まず、近代美術館のリニューアルについてでありますが、基本構想で示した目指す姿の実現に向け、新たな時代を担う子どもたちの感性や創造力を育む美術館となるよう、有識者の方々や幅広い世代の方々から御意見をお聞きするなどにより、誰もが何度でも訪れたくなる美術館となるための機能や取組の検討を進めているところでございます。

具体的には、本物の美術に触れる機会に加え、デジタルも活用しながら展示やアート体験の幅を広げ、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しめるワークショップや、アーティスト、企業など様々な人々や団体と連携した活動など、新たな発見や感動につながる取組をはじめ、知事公館や緑地などを活用し、芸術や歴史、文化を楽しむためのエリア全体の一体的な活用や回遊

性の向上の考え方について、様々な事業者の方々にヒアリングを行うなどして検討しているところでございます。

道教委といたしましては、未来を担う子どもたちはもとより、道民の皆様が、アートの豊かな関わりを育み、生涯にわたり親しむことのできる美術館となるよう基本計画を策定してまいります。

次に、算数、数学等の学力向上に向けた取組についてでありますが、理数系人材の裾野を広げるためには、算数、数学に苦手意識を持つことなく、小・中・高校の学びを積み重ねることが重要でありますが、本道の調査結果から、算数、数学の興味、関心が低い傾向や、知識を問う問題の正答率が低いほか、問題文で問われていることを理解していないと考えられる状況があり、こうした課題の解決に向けた取組が必要と認識しております。

道教委では、児童生徒が算数、数学を学ぶ楽しさ、面白さや、社会、職業とのつながりを実感しながら、数量や図形などの意味を深く理解することができるよう、有識者の方々の協力を得て、指導資料を作成し普及するなど、算数、数学の授業改善に取り組みますとともに、各教科等で文章を理解する力を高められるよう指導助言を行うなど、教科横断的な視点から、算数、数学の学力の向上を図ってまいります。

次に、工業高校における半導体人材の育成についてでありますが、本道の半導体関連産業の採用需要が今後増加すると見込まれることを踏まえ、国のネクストハイスクール構想において、半導体人材の育成に取り組む拠点校として札幌工業高校を申請し、先日、採択されたところでございます。

事業計画では、半導体技術者コースを新設し、北海道大学との連携協働の下、半導体に関する実習プログラムの開発や、半導体製造の基礎を学ぶための実習室を整備するなど、半導体関連産業への就職や工科系大学への進学を視野に入れた教育課程を編成、実施することとしております。

道教委といたしましては、こうした取組を中学校の生徒や保護者、教員に積極的に発信いたしますほか、知事部局や産業界、大学等と連携した推進体制の下、本事業の成果を他校にも普及させながら、本道の将来を担う半導体人材の育成に取り組んでまいります。

次に、北海道高等学校遠隔授業配信センターの取組についてでありますが、広域分散型の本道におきまして、多様で質の高い遠隔授業を提供していくことは極めて重要でございます。

このたびの検証では、生徒の学びに対する興味、関心が高まったなどの成果があった一方、遠隔授業のさらなる質の向上や、受信校の増加による配信スペースの確保などが課題となっております。

こうしたことから、道教委では、大学教授等の助言による指導技術の向上や、施設の有効活用による配信スペースの確保などに取り組むこととしております。

また、有朋高校がネクストハイスクール構想の改革先導拠点に採択され、高度な理数系科目の配信や、必要な施設設備の整備に取り組むこととしており、こうした事業も活用いたしますほ

か、授業配信を担う教員の確保や資質向上に向けた教員研修に取り組むなどいたしまして、遠隔授業の充実に努めてまいります。

次に、高校授業料無償化の影響についてでありますが、今年度の高校入学者の進路動向の変化や、このたびのアンケート結果を踏まえますと、これまで以上に魅力ある高校づくりを推進することが重要と認識しております。

このため、今年度から、各教育局に高校魅力化推進担当参事を配置し、地域や知事部局と連携しながら、各学校における教育活動の充実や好事例の紹介など、効果的な情報発信に向けた支援を進めておりますとともに、道内の公立高校等の特色などを一元的に検索できるウェブサイトを新たに開設し、生徒や保護者の皆様に広く伝わるよう、中学校はもとより、ＰＴＡ等の関係団体に周知するなど、情報発信を強化いたしますほか、道外入学者の受入れ拡大実証事業による入学者の確保に努めているところでございます。

こうした取組に加えまして、今後、国のネクストハイスクール構想を踏まえた高校教育改革を全道域で進め、公立高校の教育活動のさらなる充実を図り、その成果を広く周知するなど、生徒から選ばれる高校づくりを一層進めてまいります。

最後に、インクルーシブ教育システムについてでありますが、児童生徒の自立と社会参加を進めるためには、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意し、児童生徒の発達の段階等に応じた指導や支援を一層充実させることが重要でございます。

このため、道教委では、国の事業を活用し、モデル校４校におきまして、特別支援学校と中学校、高等学校を一体的に運営し、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が一緒に教育を受ける環境と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な取組を実施しているところでございます。

今後、こうした取組の成果を全道に普及し、特別支援学校の専門性を小中学校、高等学校等と共有するなど、インクルーシブ教育システムの充実に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　檜垣尚子君の質問は終了いたしました。

広田まゆみ君。

○84番広田まゆみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、質問します。

まず、公文書管理についてですが、行政の意思決定には、課題の把握や資料収集、関係者との協議など、様々な過程があります。こうした記録は、政策形成を後から検証するために不可欠であり、政策転換や災害対策、開発などの記録は、将来の道民にとって歴史的価値を持つものでもあります。

中央政府では、公文書を国民共有の知的資源と位置づけ、作成から廃棄までを一体的に管理する仕組みを法律で定めています。また、都府県においても、公文書管理を条例で定める動きが広まっています。

一方、道では、公文書管理の基本原則を条例として定めるには至っておらず、規則や文書管理規程等による行政内部のルールを基本とした運用となっています。

メールや電子決裁など記録の形態も多様化する中、道として、公文書管理をどのように位置づけ、条例制定も含め、作成から保存、移管、廃棄までを統一的に管理する仕組みを検討していく考えがあるのか、知事の所見を伺います。

次に、情報公開と公益性の判断について伺います。

北海道行政基本条例では、政策形成過程を含め、道政に関する情報を積極的に提供することとしています。

私は、これまで、ラピダス関連文書の黒塗りや、民間施設のアスベスト問題などを取り上げ、個人や法人の利益を保護しながらも、生命、健康、安全など公益上必要な情報をどのように開示するのかを質問してまいりました。

本年３月の予算特別委員会では、情報公開条例第11条に基づく公益上の理由による開示について、担当課が個別に判断し、必要に応じ、行政情報センターに相談する運用であること、情報公開条例制定以降、公益開示の事例が一件もないことも確認いたしました。

これまで個別に適切に判断してきたとの見解でしたが、こうした運用の現状を踏まえると、公益性という基本的な判断を各部局に委ねるだけでよいのか、私は検証が必要だと考えます。

公益開示について、全庁共通の考え方を整理し、これまでの運用を検証するとともに、公益上必要な情報については、開示請求を待たず、積極的に情報共有すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、オープンデータとＧＩＳによる行政情報の活用について伺います。

行政情報は、公開するだけでなく、検索、比較、分析、再利用できる形で提供することで、政策形成や地域課題の解決に生かすことができます。

道では、データの棚卸しやデータリスト、ＧＩＳによる情報公開、データ連携基盤の共同利用などが進められています。

今後は、森林、農地、水資源、自然環境、災害リスクなど、各部局が保有する情報を横断的に重ね合わせ、政策判断や地域での議論に活用することが重要です。

道として、行政情報の部局横断的な連携とＧＩＳによる可視化をどのように進め、政策形成や市町村、道民との情報共有に生かしていくのか、知事の所見を伺います。

次に、北海道の持続可能な土地利用について伺います。

私は、これまで、水資源の保全や美々川流域の開発、土地利用基本計画などを取り上げ、北海道の土地利用について議論を重ねてまいりました。個々の法令に基づき、適正に手続が行われても、それだけで北海道全体として望ましい土地利用になるとは限りません。農林業、産業、水資源、生態系、景観、地域の暮らしなど、個別法令では捉えられない土地の価値を総合的に評価し、調整する視点が必要です。

９月７日の総合政策委員会では、法令遵守や情報共有、違反の未然防止については答弁があり

ましたが、個別法令を超えて土地の価値を評価し、調整する方向性は明確ではありませんでした。

第６次北海道国土利用計画・土地利用基本計画には、中央政府の生物多様性国家戦略を踏まえ、ネイチャーポジティブの考え方が新たに位置づけられたことは評価をしています。

道として、法令遵守や部局間の情報共有にとどまらず、望ましい土地利用を実現するため、計画の総合調整機能を今後どのように発揮していくのか、知事の所見を伺います。

次に、予防的な土地利用政策と北海道の土地利用ビジョンについて伺います。

残念ながら、現在の中央政府の土地利用法制は、個別法令による規制を基本としています。人口が減少しているからといって、土地の価値そのものが低くなるわけではありません。むしろ、地域で土地を見守り、管理する人材や行政の体制が限られていく一方で、水や森林、再生可能エネルギーなど、地域の外から見た土地の価値が高まり、大規模な投資や開発が集中する可能性があります。

とりわけ、広大な土地と豊かな自然資源を有する私たちの北海道では、こうした変化を前提とした土地利用政策が必要です。個々の法令に適合しているだけでは、地域にとって望ましい土地利用が実現するとは限りません。重要な自然環境が必ずしも現行法制度で保護地域に指定されているとは限らず、森林法、農地法など個別法令上は可能な土地利用でも、水循環や流域全体から考えれば慎重な判断が必要な場合があります。

道の水資源保全条例には、水源が複数の市町村にまたがる場合、広域的な水資源保全地域を指定できる規定があります。こうした仕組みも生かし、開発計画が具体化する前から、科学的根拠に基づき、守るべき場所や慎重な検討を要する場所を情報共有することが重要です。

北海道の土地が持つ価値を可視化し、何を守り、どこで、どのような土地利用を進めるのか、道民や市町村と共有できる北海道土地利用ビジョンなどを策定するなど、予防的な土地利用政策へ踏み出すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、森林の多面的価値の可視化と多様な森林管理について伺います。

北海道の森林は、木材生産だけでなく、水源涵養、防災、生物多様性の保全など、多面的な価値を有しています。

私は、道内各地で、自伐型林業をはじめ、森林を保全しながら、長期的に手を入れ、地域の人々が資源を利用する多様な実践について学んできました。

中央政府が本年６月に閣議決定した新たな森林・林業基本計画では、林業適地のゾーニングと確実な再造林に加え、多様で健全な森林づくり、生物多様性に配慮した森林経営、多様な主体の育成などを掲げています。道でも、森林づくり基本計画等の見直しが進められています。

そこで、道は、森林の多面的な機能をＧＩＳなどでどのように把握、評価し、森林の特性に応じた管理や施業の選択に反映しているのか、伺います。

また、多様な森林管理を進める上で、現在の施業体系や森林環境譲与税、森林・山村多面的機能発揮対策などの支援制度にどのような課題があり、計画の見直しに当たり、どう対応するの

か、伺います。

さらに、水産林務部が蓄積してきた森林資源情報や森林ＧＩＳの知見を関係部局と共有し、北海道全体のネイチャーポジティブを推進する共通基盤として活用すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、森林の公益的機能などについて伺います。

森林の公益的機能を、今後の土地利用の判断に反映すべきと考えます。

保安林には、森林法に基づき、公益上の理由により指定を解除できる仕組みがあります。しかし、再生可能エネルギー導入などの公益が、水源涵養や防災など、森林が持つ公益的機能に当然に優先するものではなく、立地の適切性を含めた慎重な判断が必要です。

そこで、例えば、道有林を含め、保安林の解除に関わる公益性を道はどのような基準と手続で判断しているのか、伺います。

また、北海道の約７割を占める森林について、森林法だけでなく、水循環、防災、生物多様性などの専門的知見を横断的に集め、専門家や関係自治体、地域住民の意見も踏まえ、判断の根拠を明らかにする仕組みが必要ではないでしょうか。

さらに、開発計画が具体化してから許認可等に対応するだけでなく、保安林や水源、災害リスク、生物多様性などの情報を重ね合わせ、開発を避けるべき区域や慎重な検討を要する区域をあらかじめ検討し、関係部局や市町村と共有することが重要です。

道として、保安林の公益性判断の透明性と専門性をどう確保するのか、あわせて、森林づくり基本計画等の見直しを契機に、中央政府の生物多様性国家戦略に掲げるネイチャーポジティブも明確に位置づけ、森林の多面的な価値を踏まえた予防的な土地利用の在り方を、水産林務部においても主体的に検討し、振興局や関係部局、市町村と連携していくべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、サーティ・バイ・サーティの現状と目標設定について伺います。

日本政府は、2030年までに陸域及び海域の30％以上を健全な生態系として効果的に保全するサーティ・バイ・サーティを目標に掲げています。保護地域に加え、企業や大学、地域などによる保全の取組を自然共生サイトとして認定し、保護地域との重複を除いた地域をＯＥＣＭとして登録する取組が進められています。

道の第２次北海道生物多様性保全計画でも、2030年までに生物多様性保全に貢献するエリアが十分に確保された状態を目指し、自然共生サイトへの登録と持続的な管理を促進しています。

道内では、2026年６月時点で36か所が自然共生サイトに認定されています。一方、道内の陸域では、保護地域が重複を除いて15.3％、ＯＥＣＭが0.3％、合計15.6％が確保されていると伺っています。

環境省が本年８月３日に公表した最新の集計では、全国の陸域は合計21％で、30％目標まで残り９ポイントです。北海道は、全国を5.4ポイント下回っています。全国の約２割の国土を占め、豊かな自然を有する北海道は、本来、先導的な役割を果たすべきと考えますが、保全割合が

全国平均を下回る現状は大変残念です。

2030年までの期限が限られる中、計画に掲げる、十分に確保された状態とはどの程度なのか、どこをどのように守るのかを具体化し、進捗を検証する必要があります。

道として、2030年に向けた陸域の数値目標や指標を設定し、自然共生サイトやＯＥＣＭの拡大を計画的に進めるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、過去の環境政策の継承と広域的な環境管理について伺います。

北海道は、1989年に北海道自然環境保全指針を策定し、優れた自然や身近な自然の所在と保全の方向性を示してきました。続く、北海道環境管理計画では、市町村による環境管理計画や、複数の市町村が連携した広域圏での環境管理についても検討が行われてきました。

当時の計画策定に関わった方からは、市町村単位では小さ過ぎ、北海道全体では大き過ぎる課題について、流域などを単位とした広域的な環境管理が必要との問題意識が当時から既にあったと伺っています。

現在の第２次北海道生物多様性保全計画にも、流域や山系等でつながる複数の生態系の包括的な機能向上や、保護地域、自然共生サイト以外も含めた計画的な保全が位置づけられています。

こうした過去の指針や計画の策定過程における調査、検討資料、地図などは、現在、どのように政策の検討に活用されているのでしょうか。

また、これまで蓄積した知見を現在の科学的データやＧＩＳと結びつけ、流域や山系などの広域的な視点から、生物多様性や自然環境の保全に生かしていくことについて、道はどのように考えているのか、伺います。

次に、地域と共生する再生可能エネルギーの推進について伺います。

ゼロカーボン北海道の実現に向け、再生可能エネルギーの導入は重要です。一方、自然環境や景観、防災、地域との合意形成をめぐる懸念も各地で生じています。

知事は、北海道発共生３原則を掲げ、「北海道は、地域と共生できない事業は望みません。」とのメッセージを発信しています。

私は、再生可能エネルギーか、自然環境かという二者択一ではなく、水や自然、景観、暮らしを守りながら、地域にも利益をもたらす質の高い事業を進めることが必要だと考えています。

知事が掲げる北海道発共生３原則では、法令遵守を当然の前提とした上で、北海道の豊かな自然や美しい景観、安全、安心な暮らしを守りながら、自然と調和し、地域とともに歩む良質な投資や事業を促進していく考えが示されています。

知事が掲げる地域との共生とは、法令を守り、事業者が決まったことを丁寧に地域に説明するだけではなく、自然環境や暮らし、地域産業などを踏まえ、地域自身が立地や事業の在り方を選択できることまでを含むものと考えてよいのか、知事の所見を伺います。

次に、促進区域制度の位置づけについて伺います。

地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業制度では、中央政府や都道府県の環境配慮基準、地域の合意形成などを踏まえ、市町村が再生可能エネルギーの促進区域を設定できま

す。この制度は、再エネ導入の促進だけでなく、環境保全や地域貢献を前提に、適切な立地を選び、除外すべき区域や慎重に検討すべき区域を明らかにする仕組みでもあります。

促進区域の数を増やすことも大切ですが、それ自体を目的とせず、地域が守るべきものを確認した上で適地を選択する仕組みとして、より活用すべきと考えますが、知事はこの制度をどう評価し、今後どのように活用する考えか、伺います。

道内では15市町で促進区域が設定されていますが、専門人材やデータ分析、合意形成のノウハウが十分ではない市町村も多く、とりわけ小規模自治体が単独で取り組むことには限界があります。

道でも丁寧に勉強会などを実施しておられますが、それにとどまらず、専門的知見やデータの提供、合意形成、具体的な区域設定まで、市町村への伴走支援を強化すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、広域的な視点からのゾーニングと北海道の役割について伺います。

水資源、生態系、景観、森林や農地、災害リスクは、市町村の境で区切られるものではありません。道の環境配慮基準に加え、森林、農地、水資源、生物多様性、公園、災害リスク、景観などの情報をＧＩＳ上で重ね合わせ、広域的な視点から地域が立地を検討できる共通の情報基盤を整備することが必要です。

道として、振興局も含め、広域的なゾーニングを支援し、市町村が適地を主体的に選択できる環境を整えるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

最後に、地域が立地を選ぶ再生可能エネルギー政策への転換について伺います。

再生可能エネルギーは、地域で生み出し、地域で活用し、地域経済にもつなげることのできる資源です。

事業者が立地を選び、問題が生じてから行政が対応するだけではなく、地域が守るべきものを明らかにした上で、地域自身が適地を選び、道が専門性と広域的な視点からそれを支える政策へ転換する必要があります。

知事の、地域との共生というメッセージを具体的な仕組みに落とし込み、質の高い事業と地域貢献、利益の地域還元につなげるため、今後どのように取り組む考えか、知事の所見を伺います。

再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）広田議員の質問にお答えいたします。

最初に、土地利用の在り方についてでありますが、道の総合計画では、政策の方向性として、豊かで優れた自然環境が保全され、社会、経済と調和する北海道を示しており、道では、総合計画の下、関係部局が連携し、森林法をはじめ、土地利用に関係する計画等の目的が果たされるよう一体的に推進しています。

また、土地利用に関し、多岐にわたる法令などの遵守に向けては、その趣旨や制度を事前に広

く周知し、土地利用の関係者の皆様が必要な手続を適切に行うよう促すことが重要であり、道としては、水資源保全条例をはじめ、開発行為に関係する手続等を分かりやすく整理した一覧や、規制に係る地域指定の状況をホームページで提供するなど、未然防止の取組を進めながら、関係する計画や施策間の連携を図り、適正な土地利用の確保に取り組んでまいります。

次に、地域脱炭素化促進区域の制度についてでありますが、地域の脱炭素化を進めるためには、地域資源である再エネを活用するとともに、地域の理解を得て、環境に配慮しながら進めることが重要であります。

道では、地域脱炭素化促進事業制度に基づく市町村等の促進区域の設定は、再エネの導入拡大に向け、環境に配慮し、地域における円滑な合意形成を促す有効な仕組みであると認識しており、今後とも、地域の脱炭素化や地域と共生する再エネ事業の導入を促進するため、市町村が、地域の実情に応じた促進区域の設定ができるよう、国と連携して、支援制度の情報提供など、取組の支援に努めてまいります。

最後に、地域における再エネの導入についてでありますが、再エネの導入に当たっては、法令遵守はもとより、地域貢献も含め、地域の皆様の御理解の下、自然環境や景観との調和を図りながら、地域と共生する事業が適切に実施されることが重要であります。

このため、道では、地域の実情に応じた事業が行われるよう、地域脱炭素法による市町村における区域設定を支援するほか、地域との共生が大前提などといったメッセージを発信し、事業者の皆様にその遵守を強く求めるとともに、法令違反には厳正に対処することとしています。

一方で、良質なＧＸ投資については、税制優遇措置や立地補助金による支援に当たり、自然環境や生活環境への配慮、市町村と連携した地域への説明といった地域共生を要件化することとし、その促進に取り組んでいるところであります。

道としては、ゼロカーボン北海道の実現に向け、こうした取組を通じ、違法投資と良質な投資を区別し、良質な投資を支援することで、再エネ導入を環境と経済の好循環につなげてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君。

○総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君（登壇）公文書の管理についてでありますが、適正な公文書管理は、行政を適正かつ効果的に運営し、現在及び将来の道民の皆様に対する説明責任を果たしていく上で重要です。

このため、道では、公文書管理法や国のガイドラインを踏まえて、公文書管理規則や文書管理規程などを策定しており、電子文書を含めた文書の作成、保存、廃棄等に係る基本的なルールに加え、会議の議事録や打合せ記録の作成といった具体的なルールを定めています。

道としては、引き続き、文書管理に関する職場研修などを通じて、職員への制度の周知や遵守意識の醸成等に取り組み、これらの規程に基づく公文書の適正な管理運用が図られるよう努めて

まいります。

次に、情報公開についてでありますが、道では、情報公開条例第11条において、公益上の必要による開示関係を規定しており、それに基づき、担当課において、個人情報など不開示によって保護される利益と、人の生命、身体などの保護という公益上の必要性とを個別具体に比較考量して行うこととしているところです。

その上で、開示等に当たっては、関係部局による協議を経て決定することとしておりまして、引き続き、職員向けの研修を実施するなど、職員一人一人の理解を深めるよう適切に対応してまいります。

また、請求によらない道民の皆様への情報公開に当たっては、個別の事案ごとに、公益上の必要性や関係する法令等に基づき判断されるべきものであり、道としては、今後とも、関係法令や情報公開制度の趣旨、目的を踏まえ、情報公開が適切に行われるよう努めてまいります。

○議長伊藤条一君　経済部次世代社会戦略監青山大介君。

○経済部次世代社会戦略監青山大介君（登壇）オープンデータの活用についてでございますが、行政機関が保有するＧＩＳデータをはじめとした公共データを２次利用可能な形式で民間開放するオープンデータの推進は、事業者等によるアプリケーションの開発など、未来技術を活用した地域課題の解決や、新たな価値の創出につながるものでございます。

このため、道では、平成31年４月にスタートした、市町村と同じプラットフォームでデータの登録、公開ができる北海道オープンデータポータルサイトの運用に加え、公開データの棚卸しや民間ニーズの把握などに取り組んできたところでございます。

こうしたオープンデータの推進は、道民の皆様との情報共有や道政の透明性、信頼性の確保に資するほか、各部局におけるエビデンスに基づく政策形成にも生かせることから、道といたしましては、公開可能なデータの掘り起こし、データ形式の見直しなどにより、量、質の両面で公開データを充実させますとともに、政策形成を担う各部局はもとより、広く市町村や道民の皆様へデータの共有を図ってまいります。

○議長伊藤条一君　総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君（登壇）土地利用への対応についてでございますが、道の国土利用計画・土地利用基本計画は、生物多様性の保全に向けて、ネイチャーポジティブに言及した全国計画を踏まえるとともに、森林地域や自然保全地域等の指定状況を可視化することなどにより、関係法令間の調整を図ることとしております。

道といたしましては、全国の２割強の面積を有し、自然公園も全国一の面積を占める本道の特性を踏まえ、地域の実態をよく知る市町村や振興局、本庁間の連携を図りながら、土地利用基本計画をはじめ、関係する計画等の下、自然環境保全法など一定の地域を対象とした面での規制とともに、土壌汚染対策法といった一定の行為を規制する法令等を併せて運用することにより、適正な土地利用の確保を図ってまいります。

○議長伊藤条一君　水産林務部長野村博明君。

○水産林務部長野村博明君（登壇）初めに、多様な森林管理についてでありますが、全国一、豊かな森林を有する本道においては、森林の多面的機能を持続的に発揮させることが重要であり、森林環境譲与税などを活用した市町村による多様で健全な森林づくりを一層進めていくことが課題と認識しております。

道では、これまで、市町村が行う、水源の涵養や生物多様性保全などの公益的機能に応じてＧＩＳにより森林を区分する作業を支援するとともに、伐採の方法など森林施業の方針をＧＩＳで確認できるようにしているところであります。

道といたしましては、市町村による森林づくりの優良事例を普及するとともに、森林情報をオープンデータ化し、関係部局での活用を促すほか、森林づくり基本計画の見直しに当たっては、環境保全に配慮した森林づくりの推進について検討するなど、本道の豊かな森林を将来に引き継げるよう取り組んでまいります。

次に、保安林に関する手続などについてでありますが、道では、森林法に基づき、公益的機能の発揮が特に求められる森林を保安林に指定し、開発行為を厳しく規制しており、公益上の理由による保安林の指定解除に当たっては、国の基準に基づき、道路や鉄道など公益性の高い施設の用地であり、その土地以外に適地がないことや、転用面積が必要最小限であること、保安林の機能に支障を及ぼすことがないことなどを、森林審議会での審議をいただきながら審査しているところであります。

道といたしましては、適正な土地利用に向け、生物多様性の保全などを森林づくり基本計画に位置づけることを検討するほか、引き続き、庁内関係部局や市町村と、保安林の位置に加え、公益的機能に応じた森林の区分などの情報共有を行うことにより、多様で健全な森林の育成、保全を図ってまいります。

○議長伊藤条一君　環境生活部長天野紀幸君。

○環境生活部長天野紀幸君（登壇）初めに、生物多様性の保全に向けた取組についてでございますが、本道の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくためには、法令に基づく保護地域だけでなく、国への登録制度に基づくエリア、いわゆるＯＥＣＭを含め、生物多様性の保全に資する区域を拡大していくことが重要でございます。

道では、生物多様性保全計画に基づき、毎年度、保護地域の拡大に向けた検討を行うほか、企業による保護活動の支援や自然共生サイトへの認定の促進などを通じ、ＯＥＣＭの拡大に向けて取り組んできたところでございます。

本道は、国土の２割以上を占める広大な面積を有し、その約４割を国有林が占めるなど、地域特性が多様であることから、国と連携を図りながら、幅広い方々の御理解と御協力を得て、区域の拡大に取り組み、毎年度、取組状況等について評価を行いながら、ネイチャーポジティブへの取組を着実に進めてまいります。

次に、環境関連データの活用についてでございますが、大気や水、動植物などの様々な環境関連データは、道の環境関連政策の推進はもとより、開発に配慮が必要な事業の実施や、事業者に

よる環境配慮行動の際の基礎資料などに幅広く活用されております。

また、道などによる道路や河川整備といった工事の実施や、市町村における再生可能エネルギーの促進に当たり、区域設定を検討する際は、これらの環境関連データをＧＩＳに取り込むことで、地図情報を視覚的に把握し、施工場所の現況や台帳を空間データとして整備するなど、効果的な活用が図られております。

道といたしましては、今後とも、継続的にデータの収集やＧＩＳの活用を進めながら、オープンデータ化を図り、国や市町村、関係機関と連携し、データを活用した広域的な視点で生物多様性の保全に向けた取組を進めてまいります。

○議長伊藤条一君　経済部ゼロカーボン推進監中富大輔君。

○経済部ゼロカーボン推進監中富大輔君（登壇）初めに、地域との共生についてでありますが、再エネの導入に当たっては、関係法令の遵守はもとより、地域の皆様の御理解の下、自然環境や景観との調和など、地域との共生を大前提に、適切に実施されることが重要と認識しております。

このため、道では、昨年度改定した北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画において、地域との共生を図りながら新エネを最大限導入することなどを目指す姿として位置づけ、遊休地の有効活用やＧＸ産業の集積に伴う経済波及効果など、地域住民がメリットを感じながら、事業を実施することを事業者に求めているほか、地域との共生に関する知事メッセージを発信し、地域住民や関係自治体と適切なコミュニケーションを図ることを含め、再エネ事業を検討している事業者にその遵守を求めているところでございます。

次に、市町村への支援についてでございますが、地域の実情に応じた促進区域の設定は、地域における円滑な合意形成の下、再エネの導入拡大を図る仕組みであると認識しております。

道では、設定主体となる市町村の職員を対象に、区域設定の事例や支援措置、開発に配慮が必要な区域に関する地図情報など、地域脱炭素化を進める上で必要な知識の周知に加え、道内の市町村における先進事例の現地視察などを行う地域脱炭素専門人材育成支援事業を国等の関係機関と連携し、市町村に寄り添いながら実施しております。

また、国に対して、地域の脱炭素化に向けて、専門人材の派遣や人材育成等の人材支援策を継続するよう要望しているところであり、道としては、今後とも、こうした取組を通じて、市町村における脱炭素化の取組を支援してまいります。

最後に、ゾーニングについてでございますが、地球温暖化対策推進法に基づくゾーニングは、基本的には、促進区域のほか、再エネの導入が困難な区域や導入に一定の調整が必要な区域の三つに分かれており、区域の設定については、国や道が定める環境配慮基準を基に、設定主体である市町村が中心となり、住民の皆様や有識者の方々、関係団体、再エネ事業者の方々など様々な関係者で構成する協議会を設けて、地域の実情に応じて行われるものでございます。

一方で、道としても、市町村に伴走し、促進区域の設定に向けて、支援制度など、国と連携した情報の提供や助言を行っているほか、開発に配慮が必要な区域を可視化するための地図情報に

ついても周知を図っているところでございます。

道としては、引き続き、市町村が主体となった取組の支援に努め、地域の円滑な合意形成と適正な環境配慮の下、地域経済の活性化にもつながる再エネ事業が進められるよう取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　広田まゆみ君。

○84番広田まゆみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）何点か再質問いたします。

公文書管理と情報公開について再度伺います。

オープンデータについては、データの掘り起こしや形式の見直しを進め、公開データを充実させ、各部局、市町村、道民との共有を図るとの御答弁がありました。この方向性は重要だと考えます。

一方、公文書管理については、現在の規則等に基づき適正な管理運用に努める、情報公開についても、公益上の必要性を今までどおり個別具体に判断するとの御答弁でした。

しかし、デジタル化が進み、行政情報を政策形成にも積極的に活用する時代にあって、情報を適切に記録、保存し、公益性を踏まえて公開し、さらに使える形で共有し、政策形成に活用するまでを一連のものとして捉える必要があるのではないでしょうか。

公文書管理については、現在の内部規則を中心とした仕組みで、政策判断の過程を、現在、そして将来の道民に十分に残せるのか、条例化も含め、仕組みそのものを検証する必要があると考えます。

情報公開についても、開示請求を受けて個別に公益性を判断するだけではなく、道民や市町村の判断に必要な情報を、何を、どの段階で積極的に共有するべきかという視点が必要です。

そこで、知事に伺います。

行政情報は、現在、そして将来の道民の共有財産であると私は考えますが、記録、管理、公開、共有、可視化、政策への活用までを一体的に捉える必要があると考えますが、行政情報の在り方について、知事の認識を伺います。

その上で、公文書管理について、現在の規則による仕組みを検証し、条例化を検討する考えがあるか、伺います。

さらに、知事が掲げる地域との共生の観点からも、地域の判断に必要な公益性のある情報をできるだけ早い段階から共有することが重要です。

公益性を踏まえた積極的な情報提供という観点から、現在の情報公開や情報提供の仕組み、運用を検証する考えがあるのか、伺います。

次に、土地利用について伺います。

御答弁では、森林地域や自然保全地域などの指定状況を可視化し、関係法令間の調整を図ること、市町村、振興局、本庁が連携し、適正な土地利用を確保していくとのことでした。

私は、これまで、土地利用ビジョンなど、北海道として横断的な土地利用の方向性を明らかにすべきと提案してきました。改めて、計画をこの議論の中で確認しますと、その方向性のかなり

の部分は既に第６次北海道国土利用計画・土地利用基本計画に示されています。であるならば、問われるのは、現計画をどう実行し、その総合調整機能が実際の土地利用に生かされているのかをどう検証していくかです。

予防的な土地利用については、法令や制度を事前に周知し、手続を促すことで未然防止を図るとの御答弁でしたが、私が申し上げる予防とは、事業が具体化してから法令への適合を確認するだけではなく、その前の段階から、行政が持つ科学的、公益的な情報を可視化し、地域や事業者と共有することです。

今回、水産林務部からは森林情報、環境生活部からは環境関連データについて、ＧＩＳの活用やオープンデータ化を進めると答弁がありました。

各部局には、既にデータも取組もあります。これらを横につなぎ、森林、水資源、生物多様性、防災などの情報を重ね合わせ、土地が持つ価値や慎重な判断が必要な場所を可視化し、事業が具体化する前から地域と共有する、そこまでつなげてこそ、国土利用計画・土地利用基本計画の総合調整機能が、実際の政策として機能するのではないでしょうか。

そこで、知事に伺います。

各部局が持つ科学的、公益的な情報を横断的に可視化し、事業が具体化する前から地域と共有する予防的な情報共有の視点から、第６次北海道国土利用計画・土地利用基本計画の運用を検証し、その総合調整機能を具体的な土地利用の判断につなげていく考えがあるか、伺います。

次に、サーティ・バイ・サーティとネイチャーポジティブについて伺います。

サーティ・バイ・サーティについては、ＯＥＣＭを含め、区域の拡大に取り組み、毎年度、評価しながら、ネイチャーポジティブへの取組を着実に進めるとの御答弁でした。

一方、数値目標や進捗をはかる指標については御答弁がありません。毎年度評価するのであれば、何をもって前進したと評価するのか、その物差しが必要です。

2030年に向けた数値目標や指標を設定し、その進捗を道民に分かる形で示していく考えがあるのか、知事に伺います。

もし示すことが難しいのであれば、何が障害あるいは課題となっているのか、併せてお答えください。

また、環境生活部からは、これまで蓄積した環境関連データについて、ＧＩＳの活用やオープンデータ化を進め、データを活用した広域的な視点で生物多様性の保全に取り組むとの答弁がありました。

北海道の自然環境は、市町村の境界で分かれているわけではありません。流域や山系など、市町村の境を越えた単位で自然環境を捉え、これまで蓄積した知見と現在の科学データをつなぎ、サーティ・バイ・サーティやネイチャーポジティブの政策判断に活用していく必要があると考えます。

これは、先ほど申し上げた土地利用の総合調整ともつながるものであり、環境生活部だけで実現できることではありません。

こうした広域的な自然環境の把握と評価をサーティ・バイ・サーティだけにとどめず、森林計画や土地利用を含む具体的な政策にどのように反映していこうとするのか、伺います。

最後に、地域との共生と広域自治体としての役割について伺います。

再エネについては、促進区域の設定は市町村が主体であり、道は地図情報の提供や人材育成など、伴走支援を続けるとの御答弁でした。

こうした支援は重要です。しかし、私が伺っているのは、広域自治体である北海道自身が何を担うのかということです。

温対法の改正により、これまで市町村のみが設定できた促進区域について、都道府県と市町村による共同設定が可能となりました。さらに、この８月には、環境省が、北海道を対象に、ＧＩＳを活用した地域共生型再エネゾーニングの実証、標準化に向けた取組を始めています。

こうした制度改正や中央政府の動きを見ても、広域自治体として北海道が果たす役割はこれまで以上に重要になっていると考えます。

知事が発信している地域との共生を具体化する上でも、促進区域制度は重要な仕組みになり得ると考えます。

市町村への伴走支援にとどまらず、経済部が中心となり、関係部局や振興局、市町村と連携し、科学的データやＧＩＳを活用した広域的な情報基盤の整備や市町村間の調整、必要に応じた共同設定など、北海道が広域自治体として促進区域制度をより主体的に活用していく考えがあるのか、伺います。

２点目は、知事の共生のメッセージの基本的なこれからの考え方についてです。

このメッセージは、再生可能エネルギーから、今回、データセンターへと広がりました。

地域との共生、良質な投資という考え方を個別分野ごとのメッセージにとどめず、先ほどから申し上げておりますが、そうした科学的データも活用しながら、今後の開発や投資に共通する政策として具体化していく考えがあるのか、知事の見解を伺います。

再々質問を留保して、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）広田議員の再質問にお答えいたします。

最初に、公文書の管理等についてでありますが、道が保有する情報は、道民の皆様の共有の財産であり、開かれた道政を推進していくために不可欠なものと認識しています。

道における公文書の管理は、公文書管理法や国のガイドラインを踏まえて策定している公文書管理規則などにおいて、文書の作成から廃棄等までの基本的なルールを定めており、引き続き、職員への制度の周知や遵守意識の醸成などに取り組み、公文書の適正な管理運用が図られるよう努めてまいります。

次に、情報公開についてでありますが、道民の皆様への情報公開に当たっては、情報公開条例に基づく、人の生命、身体、健康または生活の保護のための公益上の必要性や、それぞれの事案ごとに適用される関係法令などを踏まえて判断すべきものであり、今後とも、関係法令や情報公

開制度の趣旨等に沿った、適切な情報公開に努めてまいります。

次に、土地利用への対応等についてでありますが、道では、国土利用計画・土地利用基本計画の下、関係部局と地域の土地利用の状況を共有しながら、森林法など関係法令間の調整を図るとともに、都市地域をはじめ、地域指定の状況が分かる地図データやＧＩＳを活用した森林情報等をホームページで公開、提供しています。

本道は、全国の２割強の面積を有しており、こうした特性を踏まえ、土地利用基本計画をはじめ、関係する計画などの下、地域の現状をよく知る市町村や振興局との連携はもとより、関係部局間で土地開発の進捗に応じた情報やデータの共有を図りながら、法令等を適切に運用することで、適正な土地利用の確保に取り組んでまいります。

次に、生物多様性の保全に向けた取組についてでありますが、本道は、国土の２割以上を占める広大な面積を有し、その約４割を国有林が占めるなど、地域特性が多様であることから、生物多様性の保全に資する区域の拡大に向けては、国との連携はもとより、幅広い方々の御理解と御協力を得ながら取り組んでいくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、道としては、毎年度、保護地域や、いわゆるＯＥＣＭの現状のほか、自然共生サイトの認定状況などについて、評価、公表し、国をはじめ、関係する方々との認識の共有を図っているところであり、引き続き、適切な役割分担の下、保護地域などの拡大に向けた取組を進めてまいります。

次に、環境関連データの活用についてでありますが、大気や動植物などの様々な環境関連データは、道内の自然環境を数値等で把握できる重要な資料であると認識しており、これまで、道の環境関連政策の推進はもとより、開発に配慮が必要な事業の実施などにおいて幅広く活用されています。

道としては、引き続き、こうしたデータについて、国や市町村、関係機関の方々と共有を図りながら、自然環境の状況を広域的な視点で捉え、各般の施策の推進に取り組んでまいります。

次に、地域と共生する再生可能エネルギーの推進に関し、まず、ゾーニングについてでありますが、道では、市町村による促進区域の設定に向けて、現場のニーズや課題を丁寧にお伺いしながら、必要な支援制度等、国と連携した情報の提供や助言を行うとともに、開発に配慮が必要な区域を可視化するための地図情報の活用促進を図るなど、きめ細かな支援を行い、こうした取組を通じて、地域の円滑な合意形成と適正な環境配慮の下、地域経済の活性化にもつながる再エネ事業を促進してまいります。

最後に、地域との共生に関するメッセージについてでありますが、道では、これまで、一部地域で違反事案のあった太陽光発電や、事業規模の拡大により、土地や水、電力といった限りある資源を有効に活用することが求められているデータセンターについては、事業を取り巻く環境が特に大きく変化していることから、地域との共生や地域貢献を求める私からのメッセージを発信したところであります。

道としては、開発行為については、法令等の遵守はもとより、今後は、より一層、地域共生や

地域貢献の観点が重要になることから、地域の実情を把握している市町村との情報共有を行うほか、関係部局間の連携を図り、適正な開発行為が進められるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　広田まゆみ君。

○84番広田まゆみ君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を交え、再々質問します。

公文書管理については、道が保有する情報は、道民の共有の財産であるとの認識が示されたことは評価しますが、一方、公文書管理は現行規則による運用、情報公開も現行制度に基づく判断との御答弁でした。

全体に関わることですが、私は、現行制度を適切に運用する、個別法令に基づいて対応するというだけでは不十分だと考えます。

法制度を遵守することは当然です。しかし、それだけでは守り切れない土地や自然、将来世代に引き継ぐべき価値が北海道にはあるのではないでしょうか。

まず、知事にその認識があるのかを伺います。

その上で、今回、私が問うているのは、個々の制度の運用だけではありません。

北海道として、何を守り、どのような土地利用を選び、どのような投資を受け入れ、地域にどのような価値を残すのか、その判断をどのような情報に基づいて行うのかということです。

土地利用を最終的に選択するのは、基礎自治体や地域に暮らす皆さんです。しかし、判断に必要な情報を整え、地域が主体的に選択できる環境をつくることは、広域自治体である北海道の役割だと考えます。

総合政策部からは、関係部局で土地利用の状況を共有し、関係法令間の調整を図ること、市町村や振興局と連携し、土地開発の進捗に応じて情報やデータを共有するとの御答弁がありました。

しかし、私が申し上げているのは、開発の進捗に応じた情報共有だけではありません。事業が具体化する前の段階から、森林、水資源、生物多様性、防災、景観などの情報を可視化し、重ね合わせ、地域の判断につなげていくことです。

第６次北海道国土利用計画・土地利用基本計画には、北海道の土地利用を総合的、計画的に調整する役割があります。

各部局が個別法令に基づいて対応するだけで足りるのであれば、この計画の総合調整機能は何のためにあるのでしょうか。情報を共有するだけではなく、それを事前の土地利用判断につなげる、そこまで行ってこそ、総合調整機能が実際に動くのではないでしょうか。

その必要性について、改めて知事の認識を伺います。

サーティ・バイ・サーティについて、全く、評価を公表するということがありませんでした。指摘にとどめますけれども、ぜひ、具体的な取組をお願いします。

再生可能エネルギーについては、知事から、法令遵守はもとより、今後は、より地域との共生の観点が重要であり、市町村との情報共有や関係部局間の連携を進めるとの御答弁がありまし

た。

私は、この認識は重要だと受け止めます。だからこそ、次に必要なのは、その地域との共生を具体的な事業や施策、行政の仕組みにどう落とし込むかということです。

中央政府の地域未来戦略でも、都道府県には、市町村間の調整や補完、状況の可視化など、広域自治体としての役割が求められています。また、担当部署や検討の場、期限などを明確にし、取組や投資を可視化しながら進捗を確認する方向が示されています。

知事御自身も、地域未来基金などを活用し、産業クラスターの形成や地域資源を生かした取組を、本道経済の成長と地域の持続的発展につなげる考えを示されています。

私も、目指すべきは地域の持続的発展だと考えます。だからこそ、投資による地域経済への効果と、自然環境や暮らしへの影響を併せて捉え、地域にとって望ましい投資や土地利用につなげる必要があります。

知事が地域との共生を掲げるのであれば、その理念を実現するために、事業者や市町村に共生を求めるだけではなく、道庁自身の政策形成や仕事の進め方も変わる必要があるのではないでしょうか。

北海道自身が既に持っている計画、情報、制度を検証し、知事御自身が発信したメッセージを、知事、副知事のマネジメントによって、本当に政策として動かしていくのか、そこの役割を知事、副知事に求めています。

関係部局、振興局、市町村を横につなぐ体制を整え、各部局が持つ情報や科学的、公益的なデータをＧＩＳ等で横断的に可視化する、事業が具体化する前から地域と共有し、広域的なゾーニングや市町村間の調整に活用する、さらに、投資による地域経済への効果と自然環境や暮らしへの影響を併せて確認する、こうした仕組みを誰が責任を持って動かし、具体的な事業や施策として実現していくのか、知事御自身の考えを伺い、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）広田議員の再々質問にお答えいたします。

最初に、土地利用に関する認識等についてでありますが、道では、国土利用計画・土地利用基本計画の下、関係部局で地域における土地利用の状況を共有しながら関係法令間の調整を図っており、広域な本道の特性を踏まえ、地域の現状をよく知る市町村や振興局との連携はもとより、関係部局間での連携を十分に図りながら、関係法令等を適切に運用することを通じ、適正な土地利用の確保に取り組んでまいります。

次に、土地利用への対応等についてでありますが、道の総合計画では、政策の方向性として、豊かで優れた自然環境が保全され、社会、経済と調和する北海道を示しており、その実現に向け、道としては、個別法令等の適切な運用はもとより、庁内関係部局による会議の活用や、振興局と市町村の間での情報共有等により、土地利用に関する施策間の連携を図りながら、適正な土地利用の確保に取り組んでまいります。

最後に、再生可能エネルギーの推進に関し、地域との共生に関するメッセージについてでありますが、道としては、開発行為については、法令等の遵守はもとより、今後は、より一層、地域共生や地域貢献の観点が重要になることから、地域の実情を把握している市町村との情報共有や連携を進めるほか、庁内の連絡会議も活用し、より一層、関係部局間の連携を図り、適正な開発行為が進められるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　広田まゆみ君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後１時１分開議

○副議長梶谷大志君　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

安住太伸君。

○47番安住太伸君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従い、伺ってまいります。

初めに、副首都構想と宮様の御移転についてです。

副首都構想の目的の一つは、平時における多極分散型の経済圏確立により、事実上、特定圏域に対する人口や経済機能等の過度の集中を回避することです。

ところが、手を挙げようとしている本道自身が、札幌市に全人口のおよそ４割が集中、さらに、近年、千歳市にラピダス社が進出したことで、道央圏への人口、経済機能等の集積が一層加速している状況です。これは、まさしく、我が国が副首都構想によって回避、是正しようとしている喫緊の課題にほかなりません。

同構想の推進において、入り口で問題となっている東京一極集中が、形を変えて出口の地方各地で姿を現すようでは、本末転倒。同じ問題に頭を悩ます地方当事者として、強く声を上げていかねばならぬはず。

知事は、副首都構想推進が、結果的に本道が抱える道央圏一極集中の解決をより困難なものとすることのないよう、むしろ、その解消に資するものとなるよう、政令決定のめどとされる10月下旬に向け、具体的にどう対処しようとしているのか、伺います。

構想が掲げるもう一つの目的は、非常事態における国家社会機能の継続、担保です。

その一つに、天皇陛下をはじめ、皇族方による国事行為や御公務があろうかと思います。例えば、国務大臣の認証官任命式や、外国大使御夫妻等、内外要人の拝謁、午さんなどの国事行為は、いずれも宮中で行われています。

これら国家としての重要な機能と、それが行われる場としての宮殿の移転、つまりバックアップは、副首都の建設に当然盛り込まれるはずのものと推察いたします。

幸いなことに、本道には、かつて離宮建設予定地として閣議決定された地があります。観測史上、一度も震度５以上を記録したことがなく、今後30年間に震度６弱以上の巨大地震が発生する確率は実に0.55％。内陸のため、津波や高潮のリスクは皆無。台風などの影響も受けにくく、国内有数の積雪地ながら、冬場も含めた就航率およそ99％を誇る空港を擁する、安心、安住の地・旭川です。

その旭川の今津市長は、こうした歴史的背景と地理的優位性を踏まえ、防災庁の誘致に加え、旭川が最適地であるとの見解を明らかにしています。

道は、副首都への立候補に当たり、旭川市をはじめ、各自治体から示された意向や提供された種々の情報も明確に伝えつつ、いざというときに、その役割をしっかりと果たし得る適地であることを、国に強く訴えるべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、伝統構法と古材の利活用推進について伺います。

くぎや金物を一切使わず、いわゆる木組みで建て上げる木造建築の伝統構法は、傷んだ部位だけを組み換え、修繕することで、建造物を100年、150年と利用し続けることが可能な、極めてエコロジカル、かつ、日本的美を体現する我が国が世界に誇る建築技法です。

また、その伝統構法で建てられた建造物に利用されている柱やはりなどの構造材は、古材と称され、乾燥が進んだ結果、再利用に当たり、ほとんど狂いを生じないといった優れた特性を幾つも併せ持つ、本来、建築資材としては極めて利用価値の高いもの。

ところが、プレカットされた材料を、実質的に現場で組み上げるだけのツーバイフォー工法全盛となり、残念なことに、伝統構法は、今、途絶えかねない危機に瀕し、古材も、その多くは顧みられぬまま、ごみとして廃棄処分され続けています。

持続可能性の維持向上や歴史的価値の記録保全、同時に、我が国固有の伝統技法伝承にも資するよう、まずは、建造物自体の所在調査とデータベース化、その価値そのものの再評価に加え、それら構法や古材の利活用推進に関する一連の情報の周知に向けた取組に着手すべきと考えます。知事の所見を伺います。

高度な手仕事、技能を駆使する伝統構法や古材の利活用推進に当たっては、その担い手となる大工の育成確保が欠かせません。

一方、国土交通省によると、大工の人数はこの20年で半減し、このままでは2050年時点での住宅生産能力は、最悪の場合、現状の３割程度まで低下するとの見通しが示されています。

折しも、建築基準法制定後、ツーバイフォー全盛となる前に世に送り出された在来工法による建造物が、今後、大量に修繕期を迎えようとしている中、大工の育成確保は、道政上も喫緊の課題として浮上しているのではありませんか。

プレカット材、ツーバイフォー工法になれ親しんだ大工が大半を占め、自らのこをひき、かんなをかけ、のみをうがつ建築経験がほぼない大工が大勢となった今、手を打たなければ、その修繕の担い手にも事欠き、大量の廃材、廃棄物を生み出すだけの結果をただ招きかねません。

国も、そうした事態を予見、憂慮し、全国工務店協会代表の方等を委員とする、住宅分野にお

ける建設技能者の持続的確保懇談会を設置、昨年来、対策のための議論を重ねてきていると承知しています。

こうした動きにも呼応し、ひいては、伝統構法と古材の利活用推進にも結びつくこととなる大工の育成確保に対する支援、対策強化を早急に図るべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、技能伝承とたくみの職人育成に果たす高等技術専門学院の役割についてです。

申し上げてきたような我が国が誇る高度な技能の伝承と、そうした技能に裏打ちされたものづくり、手仕事に携わる人材、いわゆるたくみの職人の育成に力を注ぐことは、目下、審議中の地域未来基金の使途等にも関わる極めて重要な道政課題だと捉えています。

というのも、ＡＩ全盛時代を迎え、働き方と、世の中で必要とされる職種に劇的な変化が生じ始めていることは、皆様、御承知のとおり、ＡＩ進化の速度はすさまじく、２か月前にできなかったことが、今日、簡単にできるようになっている。どれだけの情報を知識として持っているかは、もはやそれほど重要ではなく、それら情報や専門性、さらに申し上げれば、人材や資源や機会、チャンスをどう生かし、どう課題解決や価値創造に結びつけられるかが、今まで以上に決定的に問われる時代に突入いたしました。

と同時に、これからは間違いなく、人間らしさが問われ、求められ、人の手仕事が生み出す価値にこそ、より大きな評価や報酬が与えられる時代、社会が必ずやってきます。予言してもいい。今はまだその姿は見えずとも、やがて５年後には必ずそうなっている。現場で臨機応変に判断し、直接手をかけて、まとめる、つなげる、より美しく見せるといった手仕事が、人間の競合相手となっているＡＩの最も苦手とする分野だからです。

そのような時代に、高等技術専門学院は、今、どのような役割を果たそうとしているのか。いや、ある意味、その存在意義をかけて果たすべきなのか、知事に所見を伺います。

その技専の一つ、ＭＯＮＯテク旭川が、長きにわたり果たし続けた重要な役割は、今般、124億円余の基金まで設け、実現しようとしている、それぞれの地域に合った産業クラスターの形成そのものと言えるでしょう。

御案内のとおり、旭川市は、全国でも名立たる家具、木工産地の一つとして、これまで技能五輪全国大会、家具職種の部に、毎年、必ず複数名、多いときで７名もの選手を輩出、他の都府県との比較でも最多水準を誇ってきました。さらに、その全国大会を勝ち抜き、日本代表として２年に一度の国際大会に出場する選手に至っては、日本人選手の初出場時、1967年の銀メダル獲得を皮切りに、通算で17名もの選手を旭川から輩出しています。うち、ここ20年は、10大会連続、旭川から代表選手輩出という快挙を成し遂げるなど、おかげさまで、他の著名な家具産地を含む47都道府県の中でも、希有な、圧倒的成果を上げさせていただいています。その力の源泉が、ほかでもない、ＭＯＮＯテク旭川による指導ですよ。

さて、その地域側ですが、無論、おんぶにだっこで、ただ一方的に技専に依存してきたわけでは決してありません。例えば、およそ1000万円に上る国際大会出場の諸経費中、選手本人に係る直接費用への市からの補助、選手を輩出する企業による、訓練開始から出場までの、短くても半

年、場合によっては１年近くもの間の事務経費、人件費等の間接的な費用負担などなど、家具組合、市、輩出企業といった地域の関係機関が一体となり、汗も涙も流しながら全力で支えてきているのです。

が、それでもなお、どうしても足らざる部分を技専が支えてくれたからこそ、ここに至る成果と、地域産業クラスターの形成、そして、今があるのです。

そのことは、旭川市工芸センターの公式資料にも、学院の歴代の先生たちが果たしてきた役割と貢献には非常に大きなものがあると明記されています。深い感謝の念とともに、未来永劫その事実を語り継ぐべく、公式記録に残しているのです。

知事は、ＡＩ時代の到来により、逆にＭＯＮＯテクの存在意義が高まる中、ＭＯＮＯテク旭川が数十年にわたり果たし続けてきたこうした成果を、地域と一体となり、これからも守り続けることで、国内有数、世界的にも高い競争力を持つ地域産業クラスターを守り続け、発展させ続けるという役割について、どう考え、さらに、今後どう果たしていくのか、伺います。

次に、体系的な観光学の導入を通じた高度観光人材の育成についてです。

豊かで魅力あふれる食と一体となった本道観光の振興は、このたびの地域未来基金の議論をまつまでもなく、既に、何年も前から、地域経済への大きな波及効果を期待し得る極めて重要な産業として、主要な道政課題に位置づけられてきましたが、そのように本道を未来に向かい牽引することが大いに期待され、事実、現代の成長産業と広く目されてもいる本道観光と食の世界においてすら、深刻な人手不足は人ごとではなく、中でも、地域に高い価値をもたらす高度観光人材の確保が、今、焦眉の急となっています。

どのような世界でも言えることですが、人材育成、とりわけ、地域や業界が抱える課題の解決を図りつつ、高い価値をもたらしてくれるような力を持つ高度人材の育成は、一朝一夕には絶対にかないません。それなりの年月をかけ、かつ、体系的な積み上げがなされていくこと、子どもたちが、食と観光の世界で働き、お客様に喜んでいただき、自分自身の未来をイメージできる、しっかりと出口を見据えた、実践的で戦略的な取組であることが欠かせないのです。

翻って、本道における観光教育は、昨年末、「北海道の魅力を価値にかえる学びを促す」をテーマに改訂された観光教育ガイドブックを基に指導が行われるようになり、幸いにも実践的になってきた一方で、その取組は、ごくごく一部の小中推進校のみに限られています。

頂をより高みへと押し上げようとすればするほど、裾野としての土台は広く、厚く築かなければならないのは自明の理です。にもかかわらず、推進校は全道でたったの10校、高校での学びの土台として、小中学校段階での学びが、そもそも有機的に結びついておりません。かつ、小中学校段階での学びは、あくまでも、ふるさと教育に主眼が置かれ、職業としての観光業という意識や視点などが育まれることを単元の目標ともなされてはおりません。

観光は、よく「光を観る」と読み下されたり、幸せを感じる「感幸」と表現されたりするとおり、それぞれの地域が持つ固有の輝きを見いだし、磨き上げ、高める活動であると同時に、何より、当事者である子ども自身にとって楽しく、自分事として取り組める最高の題材なのです。

その実践的、体験的な深い学びを通じ、子どもたちには地域愛とシビックプライドが醸成され、やがて社会に出たときに、自らの所得水準向上を果たし得る力が育まれ、結果、地域への定着と、地域で子どもたちを産み育てるための安定した基盤獲得にもつながっていく。これこそが、本道における観光教育の目指す姿であり、そうした教育展開を支えるための必要にして十分な投資こそが、今、最も求められている重点政策課題の一つではないのでしょうか。

その意味では、道政上の、最重要かつ喫緊の課題となっているとも言える、体系的な観光学の導入を通じた高度観光人材の育成を、今後、どのように進め、また、どのように支えていこうとしているのか、知事並びに教育長に伺います。

最後に、北海道版インパクト投資の導入推進についてです。

2030年に到達すべき世界共通目標としてのＳＤＧｓという概念が登場して以降、そこにたどり着くための具体的な企業経営評価推進手法の一つとして、近年、インパクト投資という言葉がよく聞かれるようになりました。

インパクト、すなわち、社会をよりよい未来へと導くための活動や変化に主眼を置き、実施される投資であり、リターン以上に、そうしたインパクトを与える意図を重視、また、測定、検証するのが特徴です。

この間、持続可能な北海道を目指す上で、女性や若者の道外流出が大きな課題とされ、いかにとどめるかについて活発に議論されてきています。例えば、インパクト投資は、その新たな手法の一つにもなり得るのではないでしょうか。

最近、女性を含む若い起業家の方々との対話で、もうけは大事だが、それ以上に、身近な地域課題の解決に結びつく事業に取り組むことにこそ、やりがいを感じているのです、だけど、そうした価値観や経営を評価し、融資してくれる金融機関がないと感じるのですという言葉を耳にいたしました。

この点、若者に高い評価を受けているオンラインリクルーティングサイトを運営する株式会社学情が、３年ほど前に行った、昨年３月に卒業ないし修了予定の大学生、大学院生に対するアンケート調査では、仕事選びにおいて、社会課題の解決に貢献できるかを意識すると回答した学生が７割を超えていました。

また、教育事業などを展開するヒューマンホールディングス株式会社が、本年４月に、20歳から29歳の男女1000名を対象に行った調査では、現在の勤務先を選択するに際し重視したのは、給与額34％に対し、仕事の社会的ニーズ40.4％との結果です。中でも、新卒の若者に関しては、ほぼ半数の46.8％が仕事の社会的ニーズで選択、給与額重視の回答との差は18ポイントと、全体平均における両者の差6.4ポイントより顕著にその傾向が出たとのことでした。

我々が、今、引き止めようと、あるいは招き入れようと必死になっている若者自身の意識に、ひょっとすると大きな変化が生じてきていると感じています。

再投資の原資を確保するためにも、稼げる分野への投資が重要であることは言うまでもありません。地方の経済は、今なお疲弊が続いています。一方で、地域経済の担い手として期待を寄せ

る若者を引きつけ、巻き込み、定着を図っていくためには、若者自身のそうした変化、感覚やニーズを踏まえた対策もまた必須であると思います。

さもなくば、124億円もの基金を積んでも、結局のところ、担い手不足、後継者不在で、地域としての持続性を保てず、衰退傾向を免れないという事態に陥りかねません。

そしてまた、持続可能性の維持向上、歴史的価値の記録、保全、我が国固有の伝統技法の伝承といった、まさに現代社会に必要なインパクトと思われる道内各地での様々な取組や社会貢献的事業活動が、前述のとおり、今も後押しとなる投資を待っています。

地域未来基金の導入を契機として、地域社会の課題解決や社会貢献を強く意識した若者や経営者などの挑戦を後押しする、その先に、本道の魅力が増し、若者の定着促進にも資する道が開ける新たな投資の仕組み、北海道版インパクト投資の導入推進に対する知事の所見を伺い、以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）安住議員の質問にお答えいたします。

最初に、副首都についてでありますが、法律上、副首都の指定区域は道府県であり、国においては、副首都がその機能を十分に発揮できるよう、国の機関等の機能強化や、交通施設の整備や民間の投資促進策など、必要な施策を講ずるとされていることから、道としては、こうした施策により、災害等への対応力が高まり、道民の皆様の命や暮らしを守ることにつながるとともに、北海道全体が経済圏の一つとして発展することで、本道経済の活性化と道民の皆様の豊かさにつながると考えています。

道としては、こうした施策の具体的な内容について、今後、国から示される政令や基本方針等を注視するとともに、市町村の意向を把握しながら、地域ごとに、どのような役割を担っていくかを検討するなど、本道全体で、副首都の実現に向けて検討、準備を進めてまいります。

次に、高等技術専門学院、いわゆるＭＯＮＯテクの役割についてでありますが、ＭＯＮＯテクは、道立の公共職業能力開発施設として、道内のものづくり産業等を支える質の高い人材を育成し、地域に送り出しており、デジタル化が進展する中でも、さらなる技能者の育成が必要であることから、その役割は、引き続き重要と認識しています。

このため、道では、本年３月に策定した道立高等技術専門学院の運営方針に基づき、ＭＯＮＯテク間のネットワークの活用による職業訓練効果の向上や、企業・地域ニーズを踏まえた訓練生と在職者の方々との合同訓練など、訓練内容の不断の見直しを行うとともに、学校訪問に加えて、道の広報媒体等も活用し、ＭＯＮＯテクの魅力や強みを発信することで、入校生の確保対策にも取り組んでいます。

道としては、今後とも、地元企業や地域の皆様と連携しながら、訓練内容の充実を図り、ＭＯＮＯテクが、地域のものづくり産業等を支える中核的な人材育成機関としての役割を果たしていけるよう努めてまいります。

最後に、観光人材の育成についてでありますが、本道の基幹産業である観光関連産業の持続的

な発展に向けては、観光に関する専門的な知識に加え、経営など幅広い分野の知見を有し、地域の課題解決や新たな価値の創出を担う人材をはじめとする多様な人材の育成確保が重要であると認識しております。

このため、道では、観光関連産業の従事者の方々を対象とした研修会や、学生等を対象としたインターンシップなどに取り組んできており、今年度から、新たに、宿泊税を活用し、道教委をはじめ、大学や観光関係団体、事業者等の皆様と連携して、小中学生向けの観光教育教材の開発や、観光ビジネスといった専門講師の方々を商業高校・大学へ派遣し、講座を実施するとともに、観光協会やＤＭＯ、事業者等の皆様を対象とした観光塾などに取り組んでいるところであります。

道としては、道教委や関係機関等の方々との連携協力を密にしながら、小中学生から高校、大学生、社会人に至るまで、それぞれの段階に応じた学びにより、地域の魅力を新たな価値に変えられる、本道観光の将来を担う人材を体系的に育成確保してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君（登壇）初めに、副首都に関し、各自治体の役割などについてでございますが、道では、防災庁の誘致につきまして、防災機能の充実強化といった効果が期待されるとの考えの下、これまでも国等に要望してきており、国家社会機能の継続性の確保と人口、経済の分散配置といった副首都法の目的と整合することから、引き続き、副首都の検討と併せて取り組んでまいります。

また、地域の歴史的背景や地理的特性なども踏まえ、今後、市町村の意向を丁寧に把握し、地域ごとにどのような役割を担っていただくのかを検討するなど、市町村の個性や強みを生かしながら、本道全体で副首都の実現に向けて検討、準備に取り組んでまいります。

次に、地域課題解決に向けた取組への支援についてでございますが、本年７月に策定された、国の地域未来戦略におきましては、地域におけるインパクト投資の機運醸成や裾野の拡大が、強い地域経済の構築に向けた施策の一つとして掲げられております。

こうした考えに基づき、地域が有する資源を生かした課題解決を図るためには、行政による支援に加え、民間ノウハウの活用など、多様な手法を組み合わせて持続可能なものとすることが重要でございます。

このため、道では、地域づくり総合交付金をはじめ、ふるさと納税や民間資金の活用といった手法を組み合わせ、道内各地の歴史や文化など豊かな地域資源を生かしながら、課題解決や新たな価値の創出に挑戦する方々が、地域の財産を次世代に継承し、魅力ある地域づくりを進めていけるよう後押ししてまいります。

○副議長梶谷大志君　建設部建築企画監飯沼善範君。

○建設部建築企画監飯沼善範君（登壇）初めに、伝統構法による建造物についてでありますが、

国の令和５年住宅・土地統計調査によりますと、建築基準法が制定された昭和25年以前に建築された木造の住宅は、全道で１万6500戸となっており、こうした住宅の中には空き家が多く含まれていると考えられ、道では、道総研建築研究本部と連携し、空き家となっていた明治期の伝統的な住宅を改修し、カフェや宿泊施設として活用されている事例などを収集しております。

伝統構法による建造物を活用することは、建築技能や地域の文化の継承、観光などによる地域の活性化にもつながりますことから、道といたしましては、こうした建造物の情報の収集と提供、改修に当たっての建築基準法などの制限に関する相談への対応といった取組を進めてまいります。

次に、大工の育成確保についてでありますが、道では、新築住宅の着工数が減少する中、住宅市場の活性化に向けて、住宅リフォームを推進するに当たり、破損した柱や土台の補修など、熟練した大工が有する技能の継承や、担い手の確保が重要であると認識しております。

このため、道といたしましては、札幌市内で毎年開催しております建設産業ふれあい展において、大工技能者団体による体験ブースを設けるなど、建設産業の魅力を伝える情報発信を行っており、引き続き、こうした担い手の確保に努めるとともに、道総研建築研究本部や関係団体の皆様と連携し、住宅の改修や補修に用いられている技術の調査や現場研修会を開催するなど、伝統構法を含む住宅建設の技能の継承や維持向上に取り組んでまいります。

○副議長梶谷大志君　経済部長水口伸生君。

○経済部長水口伸生君（登壇）ＭＯＮＯテク旭川についてでございますが、これまで、ＭＯＮＯテク旭川では、業界団体と連携し、地域の木工競技大会やイベントの開催に協力してきたほか、造形デザイン科で訓練を積んだ訓練生や修了生が、技能五輪の全国大会や国際大会で活躍するなど、訓練生の技能向上はもとより、地域産業の活性化や、ものづくりへの理解促進、技能を尊重する機運醸成にも取り組んできたところでございます。

道といたしましては、川上から川下まで関連する企業が集積している木工家具など、上川地域に根差した産業の維持発展に寄与できるよう、業界団体や地元企業、地域の皆様と連携しながら、ＭＯＮＯテク旭川の認知度向上と産業の魅力発信に努め、入校生の確保を図りながら、地域産業を支える人材の育成、輩出に取り組んでまいります。

○副議長梶谷大志君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）安住議員の御質問にお答えいたします。

観光教育の推進についてでありますが、子どもたちが地域の観光資源について学ぶことは、ふるさと北海道への愛着や誇りを育むとともに、地域社会の将来を担う一員としての資質や能力を育成する上で重要でございます。

こうした中、小中学校では、例えば、住んでいるまちのよさを修学旅行先でＰＲする学習や、観光施設での実習を通じて、地域が抱える課題の解決に向けて探究する学習などが行われており、道教委といたしましては、知事部局と連携を図り、観光資源等を題材に学習を推進する北海道ふるさと教育・観光教育等推進事業を通じて、小中学校への支援に努めているところでござい

ます。

今後は、本事業におきまして、観光に関する学習に取り組む高等学校との連携を促進し、推進校を14管内に拡大するなどにより、小・中・高の12年間を通じ、地域の魅力を見いだし、それを地域活性化につなげていける実践的な力を身につけた人材の育成に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　安住太伸君の質問は終了いたしました。

道見泰憲君。

○56番道見泰憲君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、質問をさせていただきます。

今回の質問では、人口減少を直視した北海道の再設計について伺います。

私は、2019年の第４回定例会で、人口ビジョンが掲げた2040年の人口見通しと、より厳しい推計との差異が、道政の諸計画に及ぼす影響を問いました。

道は、国の推計も計画策定の基礎資料としているため影響はないとしつつも、人口動向を注視しながら策定すると答弁されました。

また、2024年第３回定例会では、人口ビジョンの改訂を通じて、人口の将来展望や地域への影響を道民に分かりやすく示し、実効性のある総合戦略を策定すると答弁されています。

しかし、2025年に行われた国勢調査では、北海道の人口は約499万人となり、70年ぶりに500万人を下回りました。結果が示すとおり、子育て政策や女性が働きやすい環境づくりの施策を重ねても、もはや、人口減少そのものを止めることは容易ではありません。そこには、50年以上続いてきた人口減少という現実を前提に北海道を経営していく覚悟が求められていると考えます。

今こそ、従来の施策を並べるだけでは足りません。人口減少を前提として、北海道の経営資源をどう配分するのか、行政サービスをどう維持するのか、そして、これからの地域の姿をどう描くのか、北海道そのものをどのように再設計していくのか、知事の覚悟と実行方針を伺っていきたいと思います。

最初に、過去答弁と現行戦略の検証について伺います。

道は、2019年の人口ビジョンにおいて、2040年の北海道の人口を450万人から460万人程度と展望しました。しかし、その前提が既に現実と大きく乖離していることが明らかになっています。

人口減少は、突然起きた出来事ではありません。40年以上前から予測され、その対応の必要性が指摘され続けてきたのです。国も地方も様々な政策を講じてきました。それでも、2025年国勢調査では、北海道の人口は約499万人となり、70年ぶりに500万人を下回りました。この現実は、重く受け止めなければなりません。

私は、これまでも、目の前の痛みを避けて、必要な改革を先送りしてきた結果が、今日の姿ではないかと申し上げてまいりました。

人口減少を止めることだけを前提とした議論は、もはや現実的ではないのです。今、問われているのは、この現実を直視し、人口減少を前提とした北海道の姿をどのように描き直すのかということになります。

そこで伺います。

まず、知事は、2019年に、人口動向を注視しながら戦略を推進すると答弁され、24年には、人口ビジョンを改訂し、実効性のある戦略を策定すると答弁されました。

これらの答弁を踏まえ、今日までの取組をどのように評価し、どのような成果と課題があったと総括しているのか、知事に伺います。

次に、第３期北海道創生総合戦略改訂版は、従来の戦略と比較して、人口減少が想定した以上に進んでいるという厳しい現実をどのように受け止め、何を見直し、何を新たに実行しようとしているのでしょうか、道の見解を伺います。

次に、私は、道が想定を上回る人口減少に直面した以上、従来の政策や施策を前提としたままでは、行政運営に無理や無駄が生じることは避けられないと考えております。さらに言えば、その発想自体が、過去の成功体験や制度、あるいは様々なしがらみに無意識のうちに縛られてしまっているのではないでしょうか。

人口が増え続ける時代と人口減少を前提とする時代とでは、政策も行政運営も、さらには議会における議論の在り方も、本来、大きく変わらなければなりません。

例えば、30年後の道庁や議会には、知事を含め、現在の幹部職員や議員は誰一人として残っていないと考えるのが妥当です。だからこそ、今を担う私たちには、未来世代のために、これまでの延長線上にはない北海道を設計する責任があるのです。そのためには、知事の大きく重い決断が必要です。

このような問題意識についてどのように受け止めるのか、知事の見解を伺います。

次に、人口の目標と人口減少社会への適応の整理について伺います。

道は、第３期北海道創生総合戦略において、緩和と適応の二つの柱を掲げています。

私は、この考え方自体は現実を踏まえたものとして理解しています。合計特殊出生率の向上や子育て政策、女性が働きやすい環境づくりなど、人口減少のスピードを少しでも緩やかにする取組は、これからも粘り強く続けていかなければなりません。

しかし、一方で、今後、数十年にわたる人口減少と年齢構成の変化は、もはや避けることはできない現実です。だからこそ、緩和と同じ重みで、適応の議論を深めなければならないと考えています。

人口減少社会に適応するとは、人口減少を受け入れることではありません。人口構造の変化を正面から受け止め、その中でも、地域社会を持続させ、道民の暮らしを守るために、行政の仕組みや政策を組み替えていくことだと私は考えています。

その観点から、以下、数点伺います。

まず、人口減少のスピードを緩和する取組について伺います。

子育て政策や女性が働きやすい環境づくりなどは、将来に向けて着実に継続すべき政策であり、この点について異論はありません。

一方で、総人口だけではなく、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口の構成も、今後大きく変

化していきます。

道は、それぞれの人口について、いつ頃までに、どの程度の水準を政策運営上の目標、あるいは目安としているのでしょうか、道の見解を伺います。

加えて、今後の議論の継続を担保するために、2025年を境とした過去と未来の双方30年分について、三つの人口区分の実績と政策目標を10年刻みで示してください。

次に、私は、人口には政策上のボトム、すなわち、持続可能な地域社会を維持するために最低限必要な水準を設定するという考え方も必要ではないかと考えています。もちろん、未来の人口を正確に予測することはできません。しかし、行政として一定の目標を持たなければ、必要な政策や財政運営を組み立てることは困難になります。

その意味で、政策的な人口目標を設定し、それに向けて施策を積み重ねていく考えがあるのか、道の見解を伺います。

次に、適応の具体像について伺います。

私は、現在の政策は、人口減少の現実をなお楽観的に捉えているのではないかと感じています。

人口構造が変われば、必要となる行政サービスも当然変わります。人口構造の変化を前提として、雇用、交通、医療、介護、教育、防災、そして行政組織そのものまで、人口減少を前提として再設計していかなければなりません。

道は、人口減少に適応するということをどのように定義しているのでしょうか、また、それぞれの分野について、どのような考え方で政策を組み替えていこうとしているのか、伺います。

この節の最後に伺います。

緩和と適応を掲げるだけでは、道民にとって将来像は見えてきません。重要なのは、それぞれについて、いつまでに、何を目指し、どのような状態を実現しようとしているのかを道民に分かりやすく示すことではないでしょうか。

人口減少時代の北海道の姿について、具体的な工程や目標を道民と共有していく考えがあるのか、知事の見解を伺います。

次に、179市町村と行政サービスの持続可能性について伺います。

広大な北海道における急速な人口減少は、単なる人口規模の変化にとどまりません。自治体の在り方そのものにも影響を及ぼしています。また、全ての地域でこれまでと同じ行政サービスを維持することは、人口、担い手、財源の面から困難となる局面が想定されています。

これは、一部の自治体だけの問題ではありません。179市町村全てが向き合わなければならない共通の課題です。

それは、先送りすればするほど、地域住民にとっても、行政にとっても、大きな負担を伴うことになると考えます。だからこそ、今、将来を見据えた地域の姿を議論し始める必要があると考えます。

そこで伺います。

まず、道は、市町村の人口規模や人口減少率、地理的条件などを踏まえながら、地域で維持すべき機能と、広域連携や集約化、あるいは、デジタル技術を活用して支える機能とをどのような考え方で整理しようとしているのでしょうか、その判断基準について伺います。

次に、人口減少が進む中では、市町村に対して広域連携を促すだけでは十分ではありません。

北海道全体として、将来、どのような地域構造を目指すのかという将来像を道が主体的に示し、その実現に向けた支援策も併せて示していくことが必要ではないでしょうか、知事の見解を伺います。

この節の最後に、市町村合併を含めた将来の行政体制に対しても伺います。

私は、市町村合併そのものを目的とすべきだとは考えていません。また、制度としては、国全体の動向と歩調を合わせる必要があることも理解はしています。

しかし、一方で、北海道は全国より10年早い速度で人口減少と高齢化が進み、広大な面積に179市町村を抱えるという、全国にはない地域特性があります。

さらに、札幌への人口集中が今後も一定程度続くことを考えれば、行政サービスの在り方についても、全国より一歩早く検討を始める必要があるのではないでしょうか。

その検討には、地域にとって厳しい判断を伴う場面もあるのかもしれません。しかし、それは、地域同士が条件を競い合う議論ではないのです。50年後、子どもたちに持続可能で元気な北海道をつなぐために、それぞれの地域が将来の姿を描き、その実現に向けて準備を進める前向きな取組であると私は考えます。

そのためには、知事をはじめとする道庁、市町村、そして議会が、それぞれの責任を果たしていかなければなりません。

このような考え方についてどのように受け止めるのか、知事の見解を伺います。

次に、政策資源の選択と集中、毎年度の見直しについて伺います。

人口減少社会では、限られた人材、財源、行政能力を、これまでと同じように配分し続けることはできません。人口が増える時代に構築された事業や施設、組織を、そのまま維持し続けることも現実的ではないのです。

だからこそ、人口減少を前提として、何を守るのか、何を見直すのか、そして、どこへ重点的に資源を投入するのか、行政にはこれまで以上に明確な経営判断が求められていると考えています。

その観点から伺います。

まず、道は、第３期北海道創生総合戦略に基づく各種施策について、人口減少への対応という視点から、人口構造への効果、地域社会の維持への効果、財政負担などを毎年検証し、効果が限定的となった事業については見直しや再編を行う仕組みを構築する考えがないのか、道の見解を伺います。

次に、今後は、ＧＸ、ＤＸ、食や観光など、北海道の成長を支える分野への投資と、医療、福祉、交通など、道民生活を支える基礎的サービスの維持との両立が一層重要になります。人口減

少社会において、全てを同じように充実させることは困難です。

その中で、道は、どの分野を北海道の将来への投資として重点化し、どの分野を暮らしの基盤として最優先で守っていくのか、道の基本的な考え方を伺います。

この節の最後に伺います。

私は、人口減少時代の北海道に必要なのは、将来人口の数字だけではなく、人口が減っても、元気で、持続可能で、選ばれる北海道の具体的な姿を示すことだと考えています。人口減少そのものは決して避けられません。しかし、その先にどのような北海道を目指すのか、それが明確でなければ、道民は将来への希望を持つことができません。

知事は、今後40年、50年を見据えた北海道の将来像を、いつ、どのような形で道民と共有し、その実現に向けてどのように政策を展開していこうと考えているのか、知事の見解を伺います。

最後に、知事に一つだけ伺います。それは、人口減少は悪なのかということです。

1972年、昭和47年２月に開催された札幌オリンピックを契機として、まれに見る急成長を遂げた札幌を中心とする北海道は、戦後の先人たちのたゆまぬ労苦と努力の結果として、人口も経済も拡大を続けてきました。

それから54年、極端な人口減少と高齢化の局面を迎え、人口も経済も拡大を前提とした時代は終わりを迎えたのです。この流れを変えることは、もはや容易ではありません。

だからこそ、私は改めて問いたいのであります。人口が減ること自体を失敗と考えるべきなのでしょうか。

人口が減るということは、単に人の数が減るだけではありません。消費力や生産力、地域経済の活力が損なわれ、北海道の元気そのものが失われることにつながると考えます。

しかし、一方で、人が減るという事実だけで、北海道の価値が失われるわけではありません。本当に問われているのは、人が減る中で、私たちは何を守るのか、何を変えるのか、そして、子どもたちにどのような北海道を引き継ごうとしているのか、そのことではないでしょうか。

知事の言葉を借りるならば、若者や女性に選ばれる地域づくり、一人一人が豊かで安心して住み続けられる地域づくりということなのだと思います。その方向性には、私も共感します。

だからこそ、人口減少を単に緩和し、適応する対象として捉えるだけではなく、人口が減少する時代においても、明るく、元気で、安心して暮らし続けられる北海道をどのようにつくり上げるのか、その道筋を道民に示していただきたいのです。示さなければいけないのです。

これからの北海道経営には、時に痛みを伴う決断も必要になるでしょう。全てを守ることはできません。だからこそ、守るべきものは守る、変えるべきものは勇気を持って変える、そして、限られた経営資源を未来への投資へ振り向ける、その政治判断が今求められています。

私は、北海道の人口が減ること自体を失敗とは考えません。人口が減っても、子どもたちが希望を持ち、地域が元気で安心して暮らし続けることのできる北海道を実現すること、それこそがこれからの北海道経営の成功なのではないでしょうか。

政策的に設定する人口のボトムに的を合わせ、最適解を議論し、広く道民に示すことは、決し

て生易しいことではありません。時には批判や叱責も受けることもあるでしょう。しかし、それでも、未来の北海道のために必要な議論から逃げてはならないと考えています。北海道の行政や社会の仕組みを人口規模に応じて再設計することは、もはや避けることのできない課題です。

人口減少を悪と捉えず、時に痛みを伴う決断をしながら、それでもなお元気な北海道の姿を示し続ける、その覚悟が必要です。

そこで、最後に伺います。

人口減少を単に緩和し、適応する対象として捉えるだけではなく、人口が減少する時代においても、子どもたちに何を残し、どのような北海道を引き継いでいくのか、そのために、何を守り、何を変え、どこへ経営資源を重点的に配分していくのかが、今問われています。

そして、その人口が減ったとしても、豊かさと安心を維持できる北海道を実現することこそ、これからの北海道の経営の成功であるとの認識に立つのか、最後は、知事御自身の言葉で、明確な覚悟と決意を発信してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）道見議員の質問にお答えいたします。

最初に、人口減少への対応についてでありますが、道では、これまで、累次にわたり総合戦略を策定し、安心して子どもを産み育てられる環境の整備や、移住、定住の促進など、様々な取組を進めてきたところでありますが、昨年の国勢調査では、総人口が500万人を下回り、長期的な出生率の低下や、若者や女性の方々の転出超過が続いていることから、今後も長期的に減少が継続することが見込まれており、地域の皆様の暮らしや経済は、なお多くの課題に直面しているものと認識しています。

私としては、人口減少対策は、こうした厳しい現状を直視し、長期的な展望に立った息の長い取組が必要と考えており、引き続き、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、国や市町村、関係団体の皆様との連携を一層強化しながら、自然減対策、社会減対策の両面で粘り強く取り組んでまいります。

次に、人口減少下における政策の在り方についてでありますが、全国を上回るスピードで人口減少が進行する本道において、将来世代に責任を持って北海道を引き継いでいくため、豊かなポテンシャルを生かした成長と持続可能な地域づくりを進めることが重要であり、これまでの制度や仕組みを課題に応じて不断に見直し、新たな発想を取り入れていくことが不可欠と認識しています。

このため、道としては、将来の北海道の姿を見据え、本道の成長につながる未来への投資を加速させるとともに、地域における多様なニーズに応じた持続的な行政サービスの確保など、変化する時代を十分に踏まえた政策展開を進めてまいります。

次に、将来像の道民の皆様との共有についてでありますが、道では、総合戦略に掲げる施策の

推進に当たり、基本認識の共有と全員参加として、2050年には人口が現在より約130万人減少する現実を直視し、危機感を持って人口減少問題に対応する必要性などを道民の皆様が共有するとともに、産官学勤労言の連携協働によるオール北海道で推進し、一人一人が豊かで安心して住み続けられる地域をつくることを目指すこととしています。

私としては、人口減少の現状や戦略の目指す姿などについて、より道民の皆様に理解いただけるような手法を工夫し、道民の皆様とともに、人口減少社会に適応した持続可能な地域づくりに向けて取り組んでまいります。

次に、地域の取組への支援についてでありますが、本道の持続的発展のためには、地域にこそ存在しているエネルギーや食といったポテンシャルを顕在化し、北海道の成長につなげる必要があり、こうした強みを支える市町村の行政機能の確保が重要です。

また、広域分散型で多様な地域特性を有する本道においては、地域課題も様々であることから、道では、市町村の課題などを丁寧にお聞きしながら、業務の合理化や、多様な主体との連携協働が図られるよう、取組を進めています。

道としては、隣り合う市町村間の従来の連携に加え、遠隔地であっても同じ課題を持つ市町村をデジタル技術の活用により結びつける取組など、新たなモデルの創出と、より多くの地域への展開を目指し、持続可能な行政サービスが可能となるよう取り組んでまいります。

次に、市町村支援の取組についてでありますが、本道では、全国を上回るスピードで人口減少が進行しており、今後、市町村の行財政運営の確保が一層困難になることが懸念されることから、必要な行政サービスを持続的に提供していくための取組を、将来を見据え、市町村と危機感を共有しながら、計画的に進めていくことが重要であると認識しています。

このため、道では、プッシュ型で市町村を支援する体制を強化したところであり、積極的に市町村の声を伺いながら、地域の実情を踏まえ、市長会、町村会や経済団体の方々など、多様な主体と連携し、地域の価値を高めていくために必要な市町村の行財政体制の確保に向けた取組を迅速かつ着実に進めてまいります。

次に、将来を見据えた政策の展開についてでありますが、本道は、我が国のエネルギーや経済、食料の安全保障に貢献し、成長を牽引する重要な役割を果たしており、また、ＡＩ・半導体、洋上風力、宇宙など、地域未来戦略を推進する上でも重要な位置づけがなされている一方、地域においては、人口減少に伴い、生活インフラや行政サービスの維持確保といった様々な課題に直面しています。

こうした中、私としては、将来を見据え、本道が有するポテンシャルや優位性を生かし、東京一極集中に対する経済圏の核として、人口減少社会にあっても、道民の皆様が住み続けたいと思い、多くの方々を引きつけ、選ばれる本道の将来像を示し、市町村や関係団体の方々、道民の皆様と共有してまいります。

最後に、今後の人口減少対策についてでありますが、本道の人口をめぐる状況は依然として厳しく、私としては、人口減少を前提として、地域が抱える課題に向き合いながら、豊かな自然や

食、多様なエネルギーなど、かけがえのない本道の価値を未来にしっかりと引き継いでいくことが重要と認識しています。

このため、政策資源を最大限に生かし、どの分野に重点的に振り向けるかなど、時代の変化に応じて政策を不断に見直しながら、人口が減少する中においても、道民の皆様が、希望を持って心豊かに安心して暮らし続けることのできる北海道の実現に向け、長期的な展望に立った道政運営に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君（登壇）初めに、創生総合戦略についてでございますが、道では、第３期北海道創生総合戦略の策定に当たり、今後も長期的に人口減少が見込まれる中、人口減少のスピードを緩和する観点に加え、今後も人口が減少することを前提とし、そうした社会に適応する観点を設定し、取組の推進を図る旨を加えたところでございます。

また、総合戦略の施策の柱に、若者や女性にも選ばれる地域づくりや、自治体間の広域連携の促進を掲げるとともに、ＧＸとＡＩ・ＤＸ関連政策の一体的展開により、暮らしや経済の発展を目指す新たな重点戦略プロジェクトを位置づけたところでございます。

次に、人口の将来見通しなどについてでございますが、道では、令和７年３月、北海道人口ビジョンの改訂の際、本道の人口減少の現状を直視し、強い危機感を持って対策を進めていくため、出生率の上昇などは見込まず、国の機関である社人研の推計に準拠し、人口の将来推計を行ったところでございます。

この推計は、政策目標として設定したものではなく、政策立案の基礎として活用しているものであり、年齢３区分の人口につきましては、年少人口は、1995年の約90万人に対し、2055年には約29万人に減少し、同じく生産年齢人口は、約394万人から約174万人に減少、また、高齢者人口は、約84万人から約154万人に増加すると推計しております。

次に、人口維持の水準についてでございますが、道では、令和２年３月策定の北海道人口ビジョンにおいて、合計特殊出生率の上昇や社会増減数の均衡などを見込み、2040年に450万人から460万人の人口を維持することを、人口の将来展望としてお示ししてきたところでございます。

昨年３月に改訂した人口ビジョンでは、2050年には本道人口が382万人まで減少するという将来推計を行っており、こうした厳しい見通しを踏まえ、道といたしましては、人口減少社会に適応するための取組を進めるとともに、人口減少のスピードを少しでも緩和できるように取り組んでまいります。

なお、今後の人口の将来推計につきましては、変化する時代に適切に対応した推計となるよう、引き続き、社人研推計も含め、人口動態等を踏まえて検討を進めてまいります。

次に、人口減少社会への適応についてでございますが、道では、長期的な人口減少を前提とし、デジタル技術や多様な連携手法を活用することなどにより、暮らし、産業、地域などが持続

可能となるよう不断に見直すことが、人口減少社会への適応と捉えております。

こうした考えの下、例えば、医療分野におきましては、人口構造やニーズが変化し、医療資源が限られる中においても、地域に必要な医療を確保するための検討を進めており、道といたしましては、人口減少問題対策本部において各部の連携を一層密にし、様々な施策に適応の観点を取り入れながら、人口減少対策を部局横断的に進めてまいります。

次に、市町村の行政体制についてでございますが、人口減少が進む中、市町村においては、職員数の確保が困難となっている一方、行政需要の多様化、複雑化により事務が増大しており、持続的な行政サービスの維持確保が課題になっております。

このため、道では、今年度実施したアンケートで、積極的に業務負担の軽減、効率化を進めたいと回答いただいた団体を中心に、50市町村から個別にヒアリングを行い、共通する課題を整理した上で、共同調達や共同アウトソーシング等による事務の効率化や省人化などについて検討を進めているところでございます。

広域分散型で多様な地域特性を有する本道におきましては、地域課題も様々であることから、市町村はもとより、企業、団体等の方々との意見交換を重ねる中で、地域の多様なニーズを踏まえた適切な役割分担と連携により、持続可能な行政サービスの提供が可能となるよう取り組んでまいります。

次に、総合戦略の推進についてでございますが、戦略の推進に当たりましては、長期的な展望を持ちながら、社会経済情勢の変化に応じて不断に施策の見直しを行うことが重要と考えております。

昨年度は、人口減少の進行による市町村や地域の担い手不足といった課題に対応するため、市町村の広域連携の促進や、若者、女性に選ばれる地域づくりなどの観点から、戦略の見直しを行ったところでございます。

今後も続く人口減少を踏まえ、施策の効果や課題をより的確に把握し、政策評価と連動させながら関連施策の見直しなどにつなげることにより、戦略の一層効果的な推進に努めてまいります。

最後に、政策の重点化についてでございますが、本道は、ＡＩ・半導体、洋上風力、宇宙、食など、我が国の安全保障や成長戦略において重要な役割を担っております。

道といたしましては、道民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先としながら、本道の担う役割やポテンシャルを最大限に生かし、その重要性がより一層高まるよう、成長につながる分野への投資を促進するなど、将来の発展につながる取組を重点的に進めるとともに、地域の実情に応じ、人口減少社会に適応するための施策を、市町村や関係者の皆様と協働して進める考えでございます。

○副議長梶谷大志君　道見泰憲君。

○56番道見泰憲君（登壇・拍手）（発言する者あり）数点にわたり、指摘をしたいと思います。

まず、人口減少のスピードを緩和する取組について指摘いたします。

示された推計によりますと、1995年及び2055年を比較した場合、年少人口は32％へ、生産年齢人口は44％へ、高齢者人口は183％へと変異します。合計では62％まで減ることとなります。この数字が示す将来像は、決して明るいものではありません。特に、未来をつくる年少の人口の激減は、北海道の将来に大きな影響を残すこととなります。

しかし、人口減少を悪とはせず、道が答弁したように適応できるとするならば、そこには、これまでと異なる新たな価値観や、それぞれの世代各層の役割が必要になるに違いありません。特に、教育に期待される役割は、並々ならぬ大きなものになると考えます。それを今から探り出し、広く共有していかなければならないのです。

知事や道が北海道の優位性を唱えるのであれば、30年後の北海道がどのような姿になっているのかを道民一人一人と共有し、その実現に向けて努力をしなければならないのです。

だからこそ、今を託された知事と道庁、そして議員一人一人に課された責任は、大きく重いものだと表しています。

私に言わせれば、人口減少に適応するために必要とされる政策運営上の目標、あるいは目安を設定することから全てが始まります。

まずは、その検討から始めていただくことを提言します。

次に、人口減少のボトムの設定について指摘します。

道は、人口推計について、国の推計に準拠していることを理由とし、その妥当性を説明します。しかし、現実には、その推計を超える減少スピードに対応できていないのであります。

確かに、ボトムを設定することは、国や市町村から反発を受けることにつながるのかもしれません。

では、その反発を避けることと、未来の北海道に必要な手だてを講じることと、どちらが優先されるべきなのか。論じるまでもないと考えます。道自身による検討が難しいのであれば、外部に委託してもよいでしょう。国が社人研に委託しているようにであります。

現実を厳しく直視し、今を生きる私たちに多少の苦労があったとしても、必要な手だてを打つことは、未来の北海道にとって代え難いものになるに違いありません。目標や目安を設定すると今すぐ言い切ることが難しいのであれば、まずは検討する、少なくとも、検討すること自体が悪手になるとは思えません。

そして、私は、総合戦略と双璧となる計画の策定を提言しておきます。

次に、見直し等の仕組みの構築について指摘をします。

答弁では、毎年度、人口減少対策の観点から評価を行っているということでありました。

しかし、私が伺っているのは、評価を行うことだけではありません。その評価を踏まえ、効果が限定的な事業を見直し、再編する仕組みを構築する考えがあるのかを伺いました。

目標や目安を設定することなく、何を基準としてその到達度を評価するというのでしょうか。人口が増加していた時代の物差しをそのまま人口減少局面に当てはめても、適切な評価にはならないのではないでしょうか。

改めて、見直しや再編の仕組みを早期に構築することを強く求めておきます。

次に、目指す姿の共有について、再質問するつもりでしたが、指摘をさせていただきます。

この問いでは、分かりやすく、目指す姿をいつ、どのような形で道民と共有するのかを伺いました。

私は、これまで十分に共有できていないことを指摘した上で、これから取り組まなければならないと提案をしたのです。また、その手法についても十分に検討する必要があると申し上げています。

いつ、どのような形で、この場で具体的に答弁することが難しいということであれば、少なくとも、これから取り組んでいくという意思を早期に示していただくよう指摘します。

最後に、知事の覚悟と決意についても指摘をしておきます。

今回の質問を通して、私が知事に再認識していただきたいのは、今を生きる道民と未来の道民が北海道に寄せている期待であります。知事と道は、その期待に応え続けなければなりません。

では、道民は、北海道に何を期待しているのでしょうか。

私は、知事と道が、今と未来の道民一人一人に対して、将来に向けて夢を描ける北海道、わくわくできる北海道、稼げる北海道、そして、将来に期待できる北海道、そうした姿を分かりやすく示すことが必要だと考えているのです。

それは、これから北海道に仕事や移住、観光で訪れていただく方々に対しても同様です。今を生きる道民も未来の道民も、知事と道が示す未来の北海道の姿に憧れを抱くことができる、私は、それこそが必要なのだと考えています。

確かに、子育てしやすく、女性が働きやすく、安心で安全な北海道は必要です。しかし、それだけではありません。もっと大局に立って未来を見通し、今、汗を流すことに意味がある、今、歯を食いしばって努力することが、期待する未来につながる、そう信じることができるからこそ、道民は、試される大地に、そして、その先の道へと標榜する北海道に期待を寄せていただくことができるのではないでしょうか。

道民は、人口が驚くほど減っていく北海道の未来に、漠然とした不安を感じているのではないでしょうか。だからこそ、その不安を上回る、北海道が目指す未来の姿を示していただきたい。その未来を信じることができるからこそ、道民一人一人は踏ん張ることができるのではないでしょうか。

知事と道には、期待される北海道を率いる立場として、こうした道民の期待を裏切ることなく応え続けていただきたいと、心の底から願っています。

今回のテーマについては、今後も取り上げていきたいと考えております。引き続き、知事と道による前のめりの議論に期待して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　道見泰憲君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後２時18分休憩

午後２時46分開議

○議長伊藤条一君　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

真下紀子君。

○72番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、知事及び警察本部長に質問いたします。

まず、副首都構想についてです。

知事は、副首都法の成立前から強い関心を持ち、札幌市と協議を重ね、８月31日には大阪府知事と連携・協力協定まで結んでいます。

政令による指定要件や基本方針などがいまだ示されず、副首都の行政機能、整備に必要な予算や人員も詳細は不明な中で、道は、どのような意思決定過程を経て進めてきたのか、また、後の検証に耐え得る文書記録を残しているのか、伺います。

そもそも、副首都指定を受ける道の目的は何なのか、首都機能の代替が道民の命と暮らしを守ることにどうつながるのか、また、どのような効果を期待しているのか、お答えください。

一方で、拠点の整備等に伴う道の財政負担をどの程度と見込み、今後、厳しい道財政にどのような影響を及ぼすと試算しているのか、見解を伺います。

副首都は道単位での指定となりますが、全道への波及効果を具体的にどのように想定しているのか、また、インフラ整備は道央圏が対象となり、結果として道央一極集中を加速させるだけではないかと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、災害対策についてです。

大規模地震や気候変動に伴う大雨災害など、全国各地で大規模災害が頻発しています。

副首都指定を目指す知事は、首都圏との同時災害リスクを回避できると言いますが、道内でも、気候変動が要因とされる豪雪や線状降水帯による大雨などにより、大規模滞留や物流停止などの事態が繰り返し発生しています。気候変動対策と併せて、道内の災害対策強化こそ優先すべきではありませんか。

災害対策の実効性をいかに高め、被災地への支援をどう強化していくのか、知事の見解を伺います。

熊本地震では、段ボールベッドの搬入に10日以上もかかり、温かい食事の提供や清潔なトイレの迅速な確保、罹災証明の発行などの課題が表出しました。

道では、民間事業者などと災害物資に関する包括協定を締結していますが、遅滞した前例と同様の事態とならないよう、物資の迅速な配置の検証による実効性の向上が必要ではないでしょうか。

また、道は、昨年、スフィア基準を踏まえた避難所マニュアルの改定を行いましたが、48時間

以内のＴＫＢ、トイレ、キッチン、ベッドの確保をはじめとした避難所運営の実効性確保も重要です。さらに、避難所への避難をちゅうちょし、車内避難などを余儀なくされた方々への対応も必要です。

道のマニュアルには、家族避難の記載はありませんが、イタリアでは迅速に実施されており、道においても検討すべきではないでしょうか。

それぞれどのように実効性を高めていくのか、伺います。

道では、被災した精神科病院から患者を受け入れ、精神症状の治療を行う災害拠点精神科病院が指定されていません。拠点指定について、道はどうお考えですか。

また、常用薬の提供が可能な薬局との連携のほか、人工透析患者など、専門的な医療を継続して受けられる避難体制の整備も必要です。道の見解を伺います。

十勝岳の噴火警戒レベルが３に引き上げられました。積雪期にレベル４以上の噴火が起こった場合には、融雪型火山泥流による被害も想定され、被害を最小にするための対策強化が急がれます。

砂防ダム整備の進捗を伺うとともに、観測強化と情報提供、規制範囲の周知や避難計画に基づく避難訓練など、実効ある対策にどのように取り組むのか、伺います。

次に、地域未来戦略などについてです。

未来基金の財源となっている地方交付税は、自治体の自主判断で使える一般財源です。

国が指定する17分野に加え、道が独自に食と観光を対象に加えたように、裁量を持って活用できるものと考えますが、見解を伺います。

地域未来戦略では、大学や高等専門学校などの教育機関を活用した人材育成についても対象とすることができます。

成長分野に限定した基金ではあるものの、奨学金支援への活用も可能であることから、制度導入の検討を求めますが、知事にそのお考えはあるのか、ないのか、見解を伺います。

次に、カジノを含むＩＲ誘致とギャンブル等依存症対策についてです。

知事は、基本構想に向け検討を進め、北海道ＩＲの可能性を着実に追求すると明言しましたが、誘致場所も決まっておらず、国に求めている要件緩和の見通しも立っていません。また、環境との共生をうたいながら、どこで、どのような規制基準で調査するのかも示せておらず、机上の空論の最たるものと言えます。

現状、来年11月の申請期限に間に合うとは到底考えられませんが、申請期限や北海道型への要件緩和などの課題解決をどのように見通しているのか、見解を伺います。

カジノを含むＩＲに関する基本的な考え方では、新たに、北海道全土で一つの ＩＲを形成すると明記されています。「全土で一つ」とは、一体どのような意味を持ち、いつ、どこで、誰が発案し、全道の市町村を含めた合意形成が図られたのか、決定に至るまでの経過や根拠などを明確にお示し願います。

基本的な考え方では、既存のギャンブル等依存症対策やＩＲにおけるカジノ規制等が整理され

ました。国のギャンブル等依存症対策推進基本計画では、公営競技のオンライン化への対応として、インターネット投票データなどを分析した効果的なギャンブル等依存症対策の必要性を明記しています。

販売額の９割をネット販売が占めるホッカイドウ競馬では、ポスター掲示などの対策を行っていますが、国の計画を踏まえ、どのような分析の下で対策に反映させ、対策効果をどのように評価しているのか、知事の見解を伺います。

次に、宿泊税などについてです。

道が予算案を公表する以前の今年２月上旬、北海道観光機構に対し、災害対応事業の創設を伝達したと報道されています。また、事業の公募を知った観光機構が、道に抗議をし、道幹部が謝罪したとも報道されていますが、これらの事実関係について、一連の経過を詳細に御説明願います。

宿泊税事業は、負担金事業のように機構と共同で行うものではなく、道が行う事業であり、公正さが求められます。契約相手になり得る機構に対してのみ事前に情報提供を行うことは、入札情報の漏えいとみなされるのではありませんか。

宿泊税事業の契約の在り方と、機構との関係をどう考えているのか、見解を伺います。

最後に、交通安全についてです。

道路交通法施行令の改正に伴い、９月１日から、中央分離帯や中央線がなく速度制限がない一般道路は、制限速度が時速30キロメートルに引き下げられました。いわゆる生活道路での事故防止などが期待される一方、警察庁は、道路標示や区画線などの維持管理がこれまで以上に重要としています。

本道では、積雪などで中央線が識別できないなどの課題があることから、より積極的な維持管理を求められますが、知事及び警察本部長の見解を伺います。

農道や交通量の少ない郊外の道路などでは、一律時速30キロメートル制限がふさわしいのかと疑問の声が上がっています。

道警察は、制限速度の見直しをどのように検討していくのか、警察本部長に伺います。

外国人ドライバーによる事故が増加しており、背景には、日本の道路標識や交通ルールへの理解不足や不慣れがあると指摘されています。

今回の改正の理解促進については、外国人ドライバーも含め、より一層努める必要があると考えますが、どのように取り組むのか、知事及び警察本部長に伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）真下議員の質問にお答えいたします。

最初に、副首都についてでありますが、本道は、我が国のエネルギー、経済、食料の安全保障に貢献し、成長戦略を牽引する重要な役割を果たしていること、また、東京圏との同時被災リスクが低く、国の主要な出先機関が集積していることなどから、私としては、副首都として北海道

はまさに適地であると考えています。

さらに、法律上、副首都の指定区域は道府県であり、国の機関等の拠点の整備に加え、交通施設の整備やまちづくりの推進、必要な規制緩和や税制上の措置など、国の施策を通じて、北海道全体が経済圏として発展し、本道経済のさらなる活性化と道民の皆様の豊かさにつながることが期待されることから、道としては、引き続き、市町村や関係団体の方々の御理解、御協力をいただきながら、副首都の実現に向けて検討、準備を進めてまいります。

次に、防災対策などについてでありますが、近年、地球温暖化による気候変動の影響により、局地的な大雨が頻発しており、道では、こうした気候変動に対する喫緊の課題に対応するため、温室効果ガス排出量の削減や、森林等による吸収源対策など、ゼロカーボン北海道の実現に向けた各般の施策に積極的に取り組んでいるところであります。

また、大雨をはじめ、大規模地震など様々な災害に備えるため、ハード、ソフトの両面での対策を推進していくことが重要であり、河川改修等の治水対策、建築物や緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、海岸保全施設の整備など、国土強靭化の取組を推進するとともに、市町村や防災関係機関の方々と共同で、洪水、地震、大雪等を想定した実践的な訓練を実施しているところであります。

道としては、こうした取組を着実に進めるとともに、引き続き、市町村や関係機関の方々と緊密に連携協力して、道民の皆様の命と暮らしを守る総合的な防災・減災対策に取り組んでまいります。

次に、地域未来基金についてでありますが、国が策定した地域未来戦略においては、豊かな生活環境や選ばれる地方の実現に加え、人材の育成確保を含め、強い地域経済の構築を図ることとしており、地域の取組を支援するため、普通交付税において地域未来基金費が創設されたところであります。

道では、こうした国の趣旨を踏まえ、半導体・ＡＩ、宇宙、洋上風力の三つの分野の戦略産業クラスター計画の全道への波及をはじめ、地域未来戦略に資する道の取組や市町村への支援に本基金を活用することを想定しており、本定例会の議論を踏まえ、その使途や運用期間といった制度の全体像を次の定例会までにお示しし、基金の効果的かつ計画的な活用に努めてまいります。

次に、ＩＲについてでありますが、道では、基本的な考え方の改訂を通じて、立地に関心のある市町村における候補地の特定、事業者の方々による投資採算性や持続可能性の評価といった事業性、さらには、現在のギャンブル等依存症対策の実効性の確保など、ＩＲを取り巻く環境の変化等も踏まえ、検討が必要となる課題を明らかにしたところであります。

道としては、今後、国に対し、大都市圏とは異なる立地環境を踏まえた北海道の特性を生かしたＩＲの実現に向け要望を行うとともに、次の段階となる基本構想に向け、市町村や事業者の方々と検討を進めることとし、基本的な考え方でお示しした課題解決に道筋をつけていけるよう取り組み、北海道ＩＲの可能性を追求してまいります。

最後に、ギャンブル依存症対策についてでありますが、令和７年３月に改定された国のギャン

ブル等依存症対策推進基本計画では、従来までのインターネット投票におけるアクセス制限などに加え、今後、競馬主催者や地方競馬全国協会等の皆様が、インターネット投票を分析し、依存症対策を検討することとしており、道としても、ギャンブル依存症対策は必要であり、こうした手法を活用することは、効果的な依存症対策を進める上でも重要と認識しています。

道では、これまで、ホームページにおける注意喚起や相談窓口の周知、入場制限などに取り組んでまいりましたが、ホッカイドウ競馬の投票率の９割以上がインターネット利用者の方々であることを踏まえ、今後、地方競馬全国協会やネット事業者などの皆様とも連携し、インターネット利用者の方々の動向を把握、分析することで、より効果的なギャンブル等依存症対策に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君（登壇）初めに、副首都についてでございますが、道では、いわゆる道市懇の枠組みの下、事務レベルの連絡調整会議を設置し、法律案の分析等に取り組み、法律の趣旨と、国の出先機関の集積状況や、食、エネルギーなど、北海道と札幌市が有する機能や優位性から、北海道、札幌市は副首都の適性があることや、指定要件等は政令に委任されることなどを把握してまいりました。

７月24日の法律成立後、８月18日には、道市懇において知事と札幌市長が協議をし、８月27日には、国の検討が具体化する前に、まずは北海道を含む複数が対象となるよう、担当大臣に要望したほか、大阪府とは、府知事が来道する機会を受けて、バックアップ体制の検討や、互いの強みを生かした経済連携などに取り組むこととしたところでございます。

なお、こうした政策形成の意思決定過程に係る記録の作成や保管につきましては、道の規則等に基づき、適切に対応しているところでございます。

次に、副首都の整備内容などについてでございますが、法律上、副首都の指定区域は道府県であり、国の機関等の機能強化や交通施設の整備や民間の投資促進策など、国において、必要な法制上、財政上または税制上の措置を講ずるとされていることから、道といたしましては、こうした施策により、災害等への対応力が高まり、道民の皆様の命や暮らしを守ることにつながるとともに、北海道全体が経済圏の一つとして重要性が高まることで、本道経済の活性化と道民の皆様の豊かさにつながるものと考えております。

また、こうした施策の具体的な内容や財源につきましては、今後、国から示される政令や基本方針などで明らかになるものと考えられることから、引き続き、自治体の負担を含め、国の考え方を注視しながら、副首都として備えるべき機能や事業内容などを検討してまいります。

最後に、地域未来基金の活用についてでございますが、食・観光分野につきましては、本道経済を支える基幹産業であるため、道では、地域が主体となって取り組む地場産業成長プラン等を策定することとし、その効果を全道へ波及するよう、道内各地域の特性を踏まえた産業振興など

の取組を推進することとしております。

国の地域未来戦略では、産業クラスターの形成や地場産業の付加価値向上などを進めることとしており、道では、こうした国の趣旨を踏まえ、北海道地域未来基金を設置し、道及び市町村の地域未来戦略に資する取組に活用することを想定しております。

○議長伊藤条一君　総務部危機管理監髙山圭一君。

○総務部危機管理監髙山圭一君（登壇）物資輸送など災害対策についてでありますが、道では、大規模災害時において円滑に支援物資を輸送するため、道、自衛隊、運輸局及び運送事業者の方々等で構成する物資輸送支援チームを設置し、物資拠点の設定、確保や輸送手段の検討などを行うとともに、避難所運営に当たっては、被災者の方々の健康を守るため、市町村は、開設当初から簡易ベッド等の設置やスフィア基準に沿ってトイレなどの確保に努めることとしており、こうした取組の実効性を高めるため、市町村や防災関係機関等と連携して訓練を行い、そこで得られた成果や課題などを共有し、輸送体制の強化や避難所環境の充実を図っております。

また、在宅や車中泊で避難生活を送る方々についても、避難する場所にかかわらず、生活環境の確保が図られるよう、市町村では、食料等必要な物資の提供や保健師等による巡回健康相談などの実施に努めているところです。

道としては、被災された方々が安心して避難生活を送ることができるよう、今後とも、実践的な訓練や多様なニーズへの対応など、市町村の避難対策への支援に取り組んでまいります。

次に、十勝岳の火山防災対策についてでありますが、火山活動が活発化している十勝岳は、今月12日に噴火警戒レベルが３に引き上げられ、一部地区への避難指示や入山規制が実施されており、火山噴火に警戒するとともに、積雪期特有の融雪型火山泥流など、過去の災害教訓を生かした備えが重要です。

十勝岳については、これまで、周辺市町村や振興局、国、有識者の方々等で構成する火山防災協議会を設置し、避難計画の策定をはじめ、毎年、大規模噴火を想定した訓練を実施するとともに、道では、噴火に伴う泥流による被害を軽減するため、砂防堰堤や床固めなどの施設整備を進めているところです。

また、気象台をはじめ、関係機関において、地震計や監視カメラ等を設置し、常時観測を行っています。

このたびの警戒レベル引上げを受け、道と協議会では、登山道への立入り規制や防災ヘリによる避難の呼びかけ等の応急対策を実施したところであり、引き続き、協議会と連携し、気象台や火山専門家の方々から助言をいただきながら、警戒レベルを踏まえた的確な情報発信や迅速な避難が可能となるよう、防災対策に取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　保健福祉部長竹澤孝夫君。

○保健福祉部長竹澤孝夫君（登壇）災害時におけます精神医療体制等についてでございますが、国は、災害時に患者が必要なケアを受けられなくなることを避けるため、被災した病院の患者を受け入れる災害拠点精神科病院を都道府県で指定することとしておりますが、指定に当たりまし

ては、24時間緊急対応できることや、災害派遣精神科医療チーム、いわゆるＤＰＡＴを有することなど、所要の要件を満たす必要がありますことから、道といたしましては、今後、精神保健福祉審議会において、災害時における精神医療体制の課題や拠点病院の指定について、有識者等の御意見を伺いながら、検討を進めてまいります。

また、災害時における医薬品の供給につきましては、北海道薬剤師会や医薬品卸売業協会と協定を締結し、救護所等での調剤や医薬品を供給する体制を整備するとともに、常用薬が分かるお薬手帳等の携帯を呼びかけておりますほか、人工透析患者の方々への対応につきましては、道及び北海道透析医会等が、受入れ可能な透析医療機関の調整を行うこととしておりまして、引き続き、関係団体や医療機関と十分な連携を図りながら、災害時に必要な医療提供体制を確保できるよう取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　経済部観光振興監後藤知佳子君。

○経済部観光振興監後藤知佳子君（登壇）北海道ＩＲのコンセプトなどについてでございますが、道では、このたびの基本的な考え方において、北海道の価値や強み、優位性を踏まえたＩＲのコンセプトを、「明瞭な四季と豊かな自然に囲まれたリゾート型ＩＲ」、さらに、「ＩＲ施設を核に各地への滞在価値を提供する　北海道全土で一つのＩＲを形成」「北米・欧州とアジア・太平洋地域との交流ハブ」と掲げており、この中で、「全土で一つのＩＲを形成」という考え方は、国内外からＩＲ施設を訪れた方々に対し、道内各地の魅力を伝えることで、各地の滞在を促進し、全道への経済波及効果を生み出し、本道の経済産業の成長につなげていこうとするものでございます。

こうしたＩＲに関する現段階の道の考え方を示す基本的な考え方は、今後の北海道ＩＲの具体化に向け、市町村、事業者の方々など様々な関係者とともに、道民理解を促進しながら検討を重ねていくための指針として、有識者懇談会や事業者の方々、市町村からの御意見を踏まえ、道において、北海道全土で一つのＩＲを形成というコンセプトを含め、今般、改訂・案を取りまとめたものであり、道議会での御議論をいただいた後、道として決定し、市町村や事業者の方々などに対し、幅広く情報提供を行ってまいります。

次に、宿泊税等に関し、危機対応事業に係る説明についてでございますが、道では、宿泊税の導入に向け、地域での意見交換などを通じ、宿泊事業者の方々や観光関係団体などから、その使途について様々な意見や御要望を伺いながら、必要な施策の検討を進めてきたところでございます。

危機対応事業については、昨年度、観光機構をはじめ、宿泊６団体から、災害などの不測の事態に機動的に対応できる財源を積立てし、確保してほしいとの御要望をいただいていたことから、検討状況として、災害発生時に対応するための積み上げは行わないことや、危機対応として体制整備や情報発信などの取組をするといった方針を、御要望のあった団体の代表として観光機構に２月に説明しております。

また、危機対応事業については、平時からの体制整備と発災後の情報発信などを実施するとい

う考え方の下、１億5000万円を今年度予算に計上し、このうち、発災前からの準備が必要な体制整備については、本年５月に公募型プロポーザルを実施したところでございます。

観光機構から、７月に、この予算の執行について問合せがあったことから、経過を説明した際に、機構からは、こうした具体的な事業内容について認識していなかったと御意見をいただき、８月に改めて機構と面談し、道から、危機対応事業は発災前の体制整備と発災後の情報発信などで構成していることを再度説明するとともに、公示情報は事前にお話できない点などもお伝えし、認識の相違が生じたコミュニケーションの不足についてお話をさせていただいたところでございます。

最後に、契約の在り方などについてでありますが、このたびの危機対応事業の委託業務については、公募型プロポーザル方式により必要な情報を公表した上で、企画提案を広く募集、審査し、所定の手続により契約の相手方を選定したところでございます。

観光機構へは、危機対応に対する御要望をいただいた団体の代表として、本年度の危機対応事業の考え方などを説明いたしましたが、詳細な事業内容や金額など、契約の相手方の選定に影響を及ぼす情報は提供しておらず、道といたしましては、引き続き、契約について、関係法令や規則などに基づき、公平性、公正性及び透明性を確保しながら、適切に執行してまいります。

○議長伊藤条一君　建設部長関俊一君。

○建設部長関俊一君（登壇）中央線等の維持管理についてでありますが、交通事故を防止し、自動車や歩行者の安全で円滑な道路交通を支える上で、中央線などの区画線を適切に維持管理することは重要と認識しています。

このため、道では、公共土木施設の維持管理基本方針に基づき、定期的な道路パトロールにより区画線の現状を把握するとともに、春先に、交通量や摩耗の状況などを踏まえ、区画線の補修を行っているところです。

道といたしましては、引き続き、区画線の維持管理に必要な予算の確保に努めますとともに、道警察などとも連携しながら、今般の速度制限の改正を踏まえ、交通安全上、必要な箇所から優先的に補修するなど、安全、安心な道路交通環境の確保に取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　環境生活部長天野紀幸君。

○環境生活部長天野紀幸君（登壇）外国人ドライバーへの理解促進についてでございますが、道内に外国人の観光客や居住者が増加する中、日本の交通ルールや標識に対する認識不足などによる交通事故が多く発生しており、その啓発や注意喚起が重要でございます。

このため、道では、日本の交通ルールや標識に加え、雪道での運転方法、さらには、法改正の内容や趣旨について、道のウェブサイトにおいて多言語で発信するほか、外国の方の利用が多い観光地などにおいて、多言語チラシなどによる周知を行ってきたところであり、引き続き、道警察やレンタカー事業者などの関係機関と連携し、外国の方に伝わる分かりやすい周知を行い、外国人ドライバーを含めた交通事故の防止に取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　警察本部長友井昌宏君。

○警察本部長友井昌宏君（登壇）真下議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、新たな速度規制への対応についてでありますが、このたびの道路交通法施行令の一部改正により、中央線や中央分離帯などがない、いわゆる生活道路における法定速度が時速30キロメートルに引き下げられましたが、実効ある交通規制を実施する上では、道路標示等の維持管理が重要と認識しております。

このため、道警察では、道路管理者に対して車道中央線等の適切な維持管理を依頼するとともに、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止等の規制標示に関し、交通実態、摩耗状況等を勘案して、重要度、優先度の高いものから順次更新を行うなど、計画的な維持管理を進めてきたところです。

道警察といたしましては、引き続き、交通の安全と円滑を図るため、必要な予算の確保に努めながら、道路管理者等と連携して、道路標示等が良好な状態に保たれるよう、適切な維持管理を行ってまいります。

次に、速度規制の見直しについてでありますが、速度規制につきましては、これまで、警察庁が示した交通規制基準に基づき、道路環境や交通量、住民の要望等を踏まえて実施しておりますが、本改正により法定速度が引き下げられ、一定の道路については交通実態に応じた検討が必要なものもあると認識しております。

道警察では、農道や交通量の少ない郊外の道路においては、既に交通実態に合わせた交通規制を実施しており、例えば、令和８年８月末時点で、函館新道や日高自動車道の側道など約38キロメートルの７区間において、時速40キロメートル以上の最高速度規制を実施しております。

道警察といたしましては、引き続き、道路環境や交通量、住民の要望等を踏まえつつ、交通規制基準に基づく見直しを進め、交通実態に合わせた交通規制を順次実施することにより、安全な道路交通環境を確保してまいります。

最後に、法定速度の引下げに係る理解促進についてでありますが、法定速度の引下げは、生活道路における重大事故を抑止するためにも、全てのドライバーに正しく理解していただくことが重要であると認識をしております。

道警察では、生活道路における法定速度を遵守していただくために、交通指導取締りを通じた周知を行っているほか、関係機関・団体と連携し、街頭啓発や街頭ビジョン等による情報発信、レンタカー事業者等と連携した外国人観光客等に対する広報啓発を実施しております。

道警察といたしましては、外国人を含む全てのドライバーに、新たな法定速度の理解と、生活道路は人が優先という意識が浸透するよう、引き続き、各種対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　真下紀子君。

○72番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいまそれぞれ御答弁いただきましたが、知事に再質問いたします。

まず、副首都構想についてです。

副首都法に関し、道は、法案段階から、札幌市とともに分析等に取り組んできたとの答弁がありました。

しかし、ほかにも副首都申請を検討している府県が複数ある中で、道は、なぜ大阪府を選択し、協定を締結したのか、また、この大阪府との協定に関し、将来的に連携協約の相手となる札幌市の意向はどのように反映されたのか、さらに、この協定は、北海道と大阪のどちらから提案され、どちらが協定の原案を作成、提示し、決定に至ったのか、一連の経緯について併せて伺います。

副首都の指定区域は北海道全体とのことですが、知事の答えた、北海道経済のさらなる活性化と道民の豊かさにつながる期待とは、どのような指標や成果をもって評価していくのか、また、地域間格差の是正につながることも念頭に置いているのか、さらに、市町村に対しては、これまでどのように説明しているのか、併せて伺います。

次に、カジノを含むＩＲ誘致とギャンブル等依存症対策についてです。

知事は、ＩＲを取り巻く環境変化なども踏まえ、検討が必要となる課題を明らかにしたと答えましたが、候補地も事業者も決まっていない中で、基本構想の策定時期をどこに据えて検討するのか、見解を伺います。

改訂・案では、有識者懇談会では一度も出なかった、北海道全土で一つのＩＲを形成するという、領土的意味合いを持つ新しいキーワードを道が突然盛り込んだわけです。基本コンセプトを表現したとの答弁がありました。

しかし、私が質問するまで、知事は、答弁でもこのキーワードを一度も使っておらず、説明もしていません。「全道」と言っています。

改めて御説明願うとともに、基本コンセプトの象徴的キーワードを使わない理由をお答え願います。

また、道が行った、ＩＲに係る市町村意向調査では、106市町村が関心がないと答えているにもかかわらず、基本コンセプト案では北海道全土で一つのＩＲを形成するとされ、自分のまちが、いつの間にかＩＲにされてしまっていいのでしょうか。いいわけがありません。

そもそも統合型リゾートにもかかわらず、広大な面積に分散するという表現は、ＩＲという概念、統合型リゾートという概念と正反対ではありませんか。

北海道全土で一つのＩＲを形成するというキーワードを見直すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

最後に、宿泊税などについてです。

宿泊税事業は、道が執行する公契約であり、宿泊税基金は、納税者への説明責任と透明性の確保が重要です。

答弁にあった、今年２月の観光機構との面談では、副知事から、宿泊税関連予算である危機対応予算について、積立ては行わず、１億5000万円を計上し、体制整備や情報発信などの取組を実施すること、また、観光予算の全体像について説明し、理解を得たと記録が残されているとのこ

とです。

一方、他の団体には、その翌日に予算資料を届けているとのことですが、公平な対応と言えるのか、伺います。

宿泊税事業において、観光機構は、一契約相手となり得る団体の一つです。だからこそ、他の契約資格を持つ事業者や団体と同様、公平、公正さが求められ、いささかの懸念も生じさせてはなりません。

先ほど、事業内容や金額など、契約の相手方の選定に影響を及ぼす情報は提供していないとの答弁がありましたが、それは全く当然のことであります。

しかし、観光機構とのコミュニケーション不足を理由に、観光機構が道の宿泊税事業に過度に干渉し、道が副知事を先頭に予算や事業について事前の説明を繰り返せば、疑念を招くことになりかねないのではありませんか。

宿泊税事業の透明性確保のためにも、観光機構との関係はどうあるべきか、知事の考えと今後の対応を伺います。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）真下議員の再質問にお答えいたします。

最初に、大阪府との連携についてでありますが、大阪府と北海道は、災害時に首都中枢機能を補完、代替する適性と、分散型の経済圏をそれぞれ形成していく能力があると考えており、府知事が来道する機会を受けて、双方協議する中で、副首都の指定の前にも、災害に備えた機能や体制の検討と、互いの強みを生かした経済連携に取り組むこととしたところであります。

札幌市には事前にお伝えしながら、今回の協定は道と府の間のものであることから、道が主体的に調整したところであり、今後の連携の具体化に向けては、札幌市や各市町村とも連携を図ってまいります。

次に、副首都に関し、全道への波及などについてでありますが、法律上、副首都の指定区域は道府県であり、国において、必要な法制上、財政上または税制上の措置を講ずるとされていることから、道としては、こうした施策により、道民の皆様の命や暮らしを守ることにつながるとともに、北海道全体が経済圏の一つとして、地域経済の活性化につながるものと考えています。

また、こうした施策の具体的な内容については、今後、国から示される政令や基本方針などで明らかになるものと考えられることから、現時点で指標を定めることは困難でありますが、今後とも、国の動向を注視するとともに、市町村の御理解と御協力をいただけるよう、引き続き、丁寧に情報発信しながら検討、準備を進めてまいります。

次に、ＩＲの今後の対応についてでありますが、道としては、今後、次の段階となる基本構想に向け、市町村や事業者の方々と検討を進めることとし、道民の皆様の理解を促進しながら、基本的な考え方でお示しした課題解決に道筋をつけていけるよう取り組み、北海道ＩＲの可能性を追求してまいります。

次に、北海道ＩＲのコンセプトについてでありますが、道では、このたびの基本的な考え方において、国内外からＩＲ施設を訪れた方々に対し、道内各地の魅力を伝えることで、各地での滞在を促進し、全道への経済波及効果を生み出し、本道の経済、産業の成長につなげていくとの考えの下で、広大な大地と四方を海に囲まれた特別な滞在環境を誇る北海道を一つの土地として表す、北海道全土で一つのＩＲを形成を北海道ＩＲのコンセプトの一つとして掲げ、その趣旨を今定例会でも申し上げてきているところでございます。

私としては、ＩＲ施設から、全道への経済波及効果を生み出すという検討視点は重要と考えています。

最後に、宿泊税事業についてでありますが、道では、観光機構はもとより、市町村や地域の観光協会、宿泊事業者、交通事業者、旅行業団体など、幅広い関係者の皆様から御意見を伺いながら、施策や予算の検討を進め、道議会での御議論を経て議決をいただいており、その事業の執行に当たっては、関係法令等に基づき、公平、公正に手続を進めるものであり、道としては、今後とも、幅広い関係者の皆様との適切な意思疎通に努めながら、適正に事業を執行してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　真下紀子君。

○72番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）知事から再度答弁を受けましたけれども、十分ではないため、以下、再々質問いたします。

副首都構想の検討経過などについて、知事が大阪府と連携協力協定を結んだ理由が、府知事の来道の機会だったという答弁に驚きました。道と府との協定なので、札幌市には直前に伝えただけでよしとしていますが、特別区設置を進めようとする大阪府を協定相手に選んだ理由を明確にしなければ、特別区を検討するものではないとした札幌市との協議と整合が取れません。

調べてみますと、この協定原案は、大阪から提案されて協議を開始し、道よりも大阪主導だったようです。記録は協定式の開催と記者会見のみで、協議内容が示されておりませんので、よく分かりません。

そこで、大阪府を選んだ納得できる説明と、北海道は特別区の検討を本当にしないのか、答弁に遺漏がないようにお答えを願います。

知事は、ラピダス誘致やＩＲ誘致に続き、副首都指定にも全道の経済活性化を期待しています。しかし、何らの根拠もなく、指標もなく、何が経済効果なのかも説明できていません。道が決定し、市町村とは連携を図るだけという手法も、市町村の自治権を尊重しているとは言い難いと言えます。

私は、経済効果があると言われ、慎重な検討を経ずに行動した、かつて夕張市長時代の知事のエピソードを思い出さずにはいられません。

当時の鈴木市長は、夕張市が保有する観光施設の売却に際し、中国系企業から100億円の経済効果があると説明され、市長自ら転売規定を拒否して破格の安値で売却したことです。その結

果、再生団体だった夕張市は、本来得ることができた100億円超の利益をみすみす失ってしまいました。

知事は思い出したくないかもしれませんが、重要な政策決定に当たってはくれぐれも慎重な検討が必要だと再度申し上げた上で、今後、経済効果に惑わされず、副首都指定が何をもたらすのか、市町村の理解を得られるのか、職員の意見もよく聞き、道議会と十分な議論を重ねて判断する必要があると考えますが、今後に向けた知事のお考えを伺います。

ＩＲについて、１点だけ確認します。

領土的意味合いを持つ一つの土地という「全土」という言葉をわざわざ使って、北海道全土でＩＲをつくるとなれば、当然、北方領土も全土に含まれるという理解もされますが、全土の範囲をお答えください。

宿泊税については、公正、公平な契約を担保する観光機構との関係をしっかりと見直すべきだと思います。

北海道と観光機構が契約前の事前協議を可能とする負担金事業とは全く違いますので、この負担金事業は本来の在り方に見直すことを求め、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）真下議員の再々質問にお答えいたします。

最初に、大阪府との連携についてでありますが、大阪府と北海道は、災害時に首都中枢機能を補完、代替する適性と、分散型の経済圏をそれぞれ形成していく能力があると考えており、府知事が来道する機会を受けて、双方協議の上、副首都の指定の前にも、災害に備えた機能や体制の検討と、互いの強みを生かした経済連携に取り組むこととしたところであります。

また、道としては、今後、相互に連携できる分野があり、必要性や機会があれば、そうした地域との連携も検討してまいります。

なお、今後制定される政令の指定要件を確認する必要がありますが、札幌市との協議では、特別区の設置などではなく、連携協約の締結を前提としており、道と市の役割分担や連携の在り方などについて検討してまいります。

次に、副首都に関する取組についてでありますが、道では、道議会議員の皆様には、法律成立後の取組について、その都度、状況を御報告し、さきの常任委員会においても御説明をさせていただいてきたほか、市長会や町村会には道の考え方を説明し、賛同を得るとともに、全道の市町村に対し、法案成立以降、振興局からの情報提供やウェブ会議を開催して説明してきたところであり、道民の皆様や関係団体の方々に向けても、法律の趣旨や北海道の優位性などを情報提供してきたところであります。

今後とも、道議会をはじめ、道民の皆様や市町村、関係団体等に対し、御理解と御協力をいただけるよう、継続的に、様々な機会を通じ、丁寧な情報提供に努めてまいります。

最後に、北海道ＩＲについてでありますが、道としては、ＩＲによる経済波及効果を北海道全体に広げていくことが重要と考えており、こうした視点を北海道ＩＲのコンセプトの一つとして

掲げたものでございます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　真下紀子君の質問は終了いたしました。

山崎真由美君。

○１番山崎真由美君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従いまして、道州制実現に向けた副首都構想について質問をいたします。

我が国が直面する最大の危機は、東京への一極集中による大規模災害のリスクと、地方の衰退です。

我が国における副首都構想及び多極分散型国家の実現は、我が日本維新の会が結党以来、一貫して掲げてきた国家構造改革の根幹であります。

８月31日、鈴木知事は、大阪府の吉村知事と連携協定を締結されました。私もこの締結式を傍聴させていただきましたが、この協定は、多極成長型国家の転換を図るため、互いのポテンシャルや強みを生かし、補完し合いながら、大阪府と対等なパートナーシップを築き、連携協力して取り組んでいくことが必要であると実感したところであります。

ここで皆様に共通認識としていただきたいのは、この協定は、決して大阪ありきの枠組みに追従するものではないということです。

そこでまず、大阪府との関係性における本道の主体性について伺います。

本道には、広大な大地、豊かな食料供給力、そして、ＧＸを牽引するクリーンエネルギーのポテンシャルなど圧倒的な固有の強みがあり、独自の個性を持ったもう一つの極となることが必要であります。

その上で、双方がいかに国の成長を牽引できるかが大事であると考えますが、知事は、副首都実現に向けて、大阪府と連携する意義をどのように考えているのか、また、そのために具体的な戦略について所見を伺います。

次に、北海道が一体となった副首都の実現についてです。

令和７年第３回定例会の一般質問において、農林水産省の誘致も含め、道州制と副首都構想について知事に伺いましたが、私は、副首都は分権型国づくりのスタートであり、いずれは道州制の成立を目指すべきだと考えます。

本道は、道州制を理念だけではなく、実務を示す先行モデルとして特区指定されており、広域行政の運営、権限移譲の受皿づくり、広域内格差の調整、制度設計への具体的提案など、広域自治の実効性を証明する役割があると考えます。

私は、副首都・北海道の実現こそが、今、本道が抱えている若者の道外流出をはじめとする人口減少問題や、北海道新幹線札幌延伸の早期開業、札幌丘珠空港拡張、地方ＪＲ問題などインフラ整備が、国の責務の下、早期に進むなど、課題解決につながるとともに、北海道のことは北海道で決める道州制への布石となると考えます。

また、副首都の実現に向けては、多極分散型経済圏の形成が全道で行われるものでなくてはな

りません。179市町村が各地域の特色を生かして、北海道全体が経済発展してこそ、真の副首都・北海道が誕生するものと考えます。

知事は、将来の道州制も見据えて、札幌への一極集中にならぬよう、どのように副首都の機能を道内各地域に分散させ、その効果をもたらそうとして考えているのか、伺います。

また、そのために、道内の市町村や企業、経済団体など関係の方々とどのように連携を図っていくお考えか、所見を伺います。

最後に、道議会の皆様、北海道、日本をよくしたい、よい形で未来につなげたい、その思いは、皆、同じであります。党、会派を超えて、北海道が一体となって実現に向けて進めるよう、どうかお力をお貸しください。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）山崎議員の質問にお答えいたします。

大阪府との連携についてでありますが、共に副首都を目指す大阪府と北海道は、人口や経済規模、国の行政機関の集積等、首都中枢機能を代替する能力があり、北海道は、新たな技術の実証フィールドや食料・エネルギー供給地域としての役割を果たす一方、大阪府は、本道の農業を支える大手機械メーカーをはじめ、技術力のある企業が集積するなど、異なる強みを発揮し、相互に連携することで、多極分散型の経済圏を形成し、日本の成長と両地域の活性化につなげることが期待されます。

私としては、双方が切磋琢磨して、それぞれの地域を発展させ、相互に連携することで、国土の強靱化につながり、日本全体が成長していくための大きな力になると考えており、大阪府との連携を具体化する中で、北海道の価値を生かした取組を提案し、共同で施策を展開するなど、副首都の実現に向けて多角的に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君（登壇）副首都についてでございますが、法律上、副首都の指定区域は道府県であり、交通施設の整備や民間の投資促進策など、国において必要な措置を講ずるとされていることから、道といたしましては、こうした施策により、道民の皆様の命や暮らしを守ることにつながるとともに、北海道全体が経済圏として発展することで、本道経済の活性化と道民の皆様の豊かさにつながるものと考えております。

これまでも、市長会や町村会にはこうした道の考え方を御説明し、賛同を得ており、今後は、市町村の意向を把握しながら、地域ごとにどのような役割を担っていくかを検討するほか、経済団体や企業の方々とも意見交換を行い、経済圏の形成に向けて検討する考えでございます。

今後とも、食やエネルギーをはじめ、各地の特色を生かし、我が国における北海道の重要性がより一層高まるよう、経済団体や企業、市町村や地域の皆様と連携しながら、副首都の実現に向

けて検討、準備に取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　山崎真由美君の質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって質疑並びに質問を終結いたします。

１．予算特別委員会及び決算特別委員会の設置

１．議案の予算特別委員会付託並びに議案及び報告の決算特別委員会付託

○議長伊藤条一君　お諮りいたします。

日程第１のうち、予算及び決算に関する案件については、本議会に予算特別委員会及び決算特別委員会ともに27人の委員をもって構成する両特別委員会を設置し、議案第１号ないし第３号は予算特別委員会に、議案第19号及び報告第１号ないし第６号は決算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する）

１．予算特別委員及び決算特別委員の選任

○議長伊藤条一君　お諮りいたします。

ただいま設置されました両特別委員会の委員の選任については、委員会条例第６条第１項の規定により、配付してあります名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君　御異議なしと認めます。

よって、配付してあります名簿のとおり選任することに決定いたしました。

（上の委員名簿は巻末**その他**に掲載する）

１．議案の人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員会及び新幹線・総合交通体系対策特別委員会付託

○議長伊藤条一君　お諮りいたします。

議案第４号については人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員会に、議案第12号については新幹線・総合交通体系対策特別委員会にそれぞれ付託することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する）

１．議案の常任委員会付託

○議長伊藤条一君　次に、残余の案件につきましては、配付してあります議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

（上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する）

１．休会の決定

○議長伊藤条一君　お諮りいたします。

各委員会付託議案等審査のため、９月24日から９月25日まで、及び、９月28日から10月１日まで本会議を休会することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長伊藤条一君　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

10月２日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時56分散会